

# 第2期 朝日町 子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

朝 日 町

# 目次

第1章 計画の策定にあたって.....	3
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	4
3 計画の期間.....	4
4 計画の対象.....	4
5 計画の基本理念.....	5
6 計画の策定体制.....	8
第2章 子どもを取り巻く現状.....	8
1 人口動態.....	8
2 施設等の状況.....	15
3 人口推計.....	16
4 ニーズ調査結果.....	18
第3章 朝日町の子ども・子育て支援.....	35
第1の柱「子ども」を応援.....	35
1 子どもをたくましく育む教育環境の充実.....	35
2 子どもを健やかに育む環境の整備.....	38
3 次世代の親の育成.....	40
第2の柱「子育て」を応援.....	42
4 親と子の健康の確保と増進.....	42
5 子育て家庭に対する支援.....	46
6 支援を要する家庭への支援.....	52
第3の柱「地域ぐるみ」で応援.....	55
7 地域における子育て支援.....	55
8 子育てを支援する生活環境の整備.....	59
9 仕事と子育ての両立を目指す環境の整備.....	61
第4章 提供区域における実施計画.....	62
1 教育・保育提供区域.....	62
2 幼児期の学校教育・保育量の見込みと提供体制の確保.....	63
3 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制の確保.....	65
第5章 計画の推進及び評価.....	73
1 計画の推進.....	73
2 計画の評価.....	74
資 料.....	75
1 朝日町子ども・子育て会議の経過.....	76
2 朝日町子ども・子育て会議委員名簿.....	77

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

わが国の子ども・子育て支援においては、急速な少子化の進行に対応するため、様々な取り組みが進められています。近年では、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子育て世代を取り巻く環境の変化によって子育てに対する不安感が高まっており、子育てを社会全体で支援していくことが求められてきました。

国では、少子化対策として平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代を担う子どもたちの育成を支援するため総合的な取り組みを進めてきました。

また、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、平成22年に「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、平成24年に幼稚園、保育所、認定こども園を通じた新たな共通の給付や、認定こども園法の改正などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」※1が制定されました。

新制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

朝日町では、平成22年3月、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「朝日町次世代育成支援対策行動計画（後期計画）」を、また、平成27年3月に「朝日町子ども・子育て支援事業計画（以下、「第1期計画」という。）を策定し、「未来を担う子どもたちの笑顔があふれるあさひまち～一人ひとりが光輝くあさひっこ～」を基本理念とし、様々な子育て支援の取り組みを行ってきました。

このたび、「第1期計画」が令和元年度に計画期間の最終年度を迎えることに伴い、社会環境の変化や朝日町の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況等を踏まえ、これまで取り組んできた施策を引き継ぎ、さらなる子育て環境の充実を図るため、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「第2期朝日町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

※1 子ども・子育て関連3法：幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」(第61条)に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定し、「朝日町次世代育成支援対策行動計画」を引き継ぐ計画として位置づけ、一体的に策定するものです。

子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

## 3 計画の期間

本計画は、令和2年度を初年度とし、令和6年度を目標年度とする5年間の計画です。

### ■計画期間

平成 30年度	令和元年度 (平成31年度)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和7年度～11年度
第1期 朝日町 子ども・子育て支援事業計画							
		第2期 朝日町 子ども・子育て支援事業計画					
						計画 見直し	

## 4 計画の対象

この計画は、町内すべての子どもとその家族、地域住民、行政及び企業・団体等を対象とします。

また、子ども・子育て支援法における「子ども」とは、満18歳未満の児童となっていますが、この計画の主な対象は、義務教育終了前までの児童としています。

## 5 計画の基本理念

### (1) 基本理念

未来を担う子どもたちの笑顔があふれるあさひまち

～一人ひとりが光輝く「あさひっこ」～

これからを生きる子どもが、健やかに生まれ、豊かな自然や文化環境の中で元気にのびのび育ち、保護者が喜びや生きがいを感じながら、安心して子育てができることは、子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、活気あるまちの担い手の育成につながります。また、子どもは、一人ひとり異なる個性や能力を持ち、将来の様々な可能性に満ち溢れています。この可能性を十分に開花させ、自立した大人へと成長していくには、成長段階に応じた教育・保育等を通じ、すべての子どもたちが一人ひとりかけがえのない個性のある存在として認められるとともに健やかに成長できる環境の整備が求められます。

子どもは、家庭はもとより学校や地域との関わりの中で成長していきます。また、地域全体が積極的に子育てに関わりを持ち、子どもの健全育成を図ることがこれからのまちの成長にもつながります。地域全体で子育てを支援し、一人ひとりが満天の星のごとく光輝く「あさひっこ」の笑顔があふれるあさひまちを目指します。

## (2) 計画を実現する3つの柱

## 第1の柱「子ども」を応援

## ○子どもがたくましく心豊かに育つことができる環境をつくる

次世代を担う子どもたちが、未来に向かって明るくのびのび育っていけるよう、地域資源を活かした様々な体験機会を提供するとともに、家庭、学校、地域が一体となり「子ども」を応援するまちを目指します。

## 第2の柱「子育て」を応援

## ○安心して産み育てることができる環境をつくる

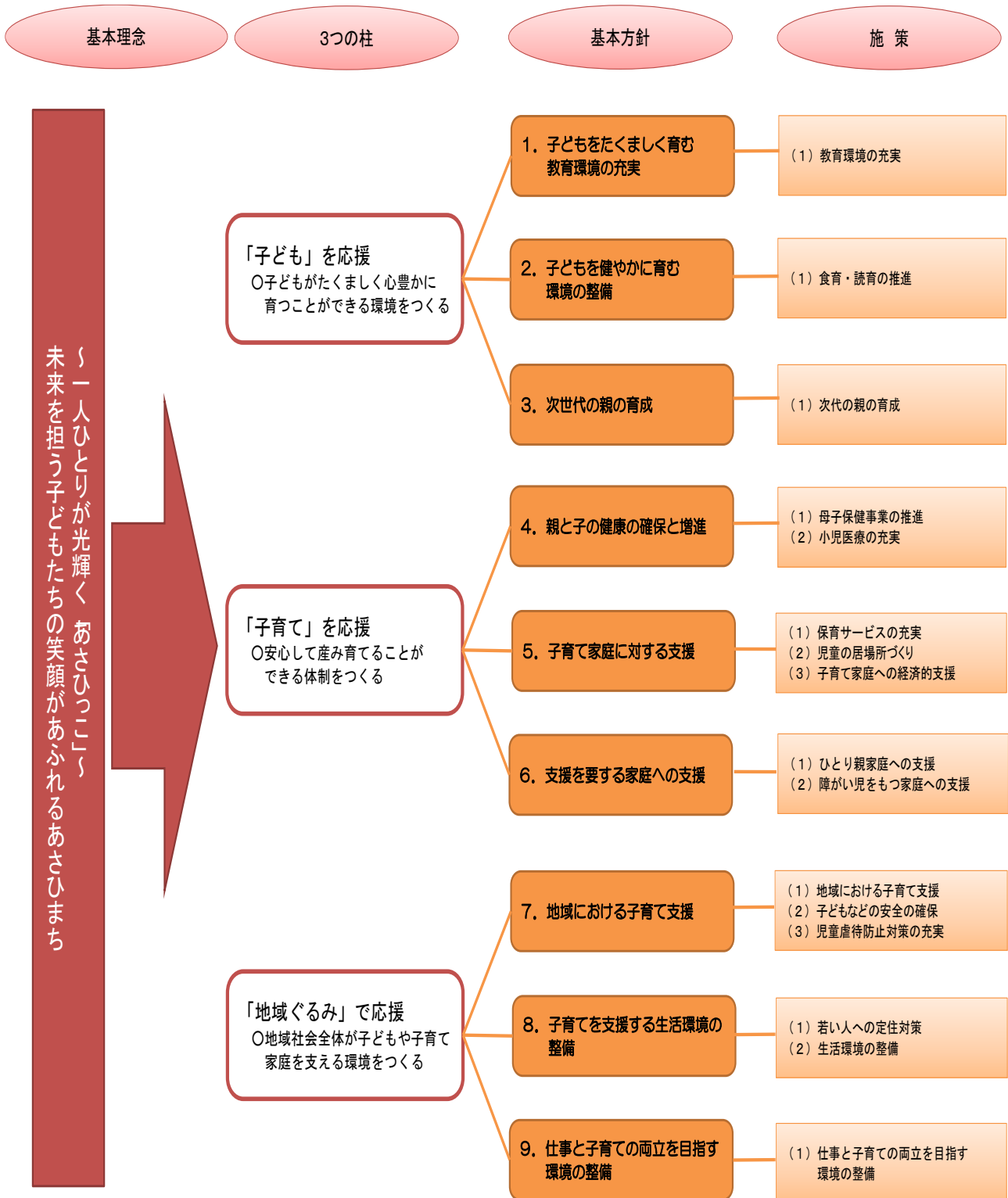
不安なく安心して健やかな子どもを産み育てることができるように、安全で快適な妊娠、出産環境を確保するとともに、乳幼児期からの子どもの健やかな発育を支えるための保健体制、保育サービスの充実等により、子育て家庭の暮らしを適切に支援し「子育て」を応援するまちを目指します。

## 第3の柱「地域ぐるみ」で応援

## ○地域社会全体で子どもや子育て家庭を支える環境をつくる

子育てを家庭の責任のみに委ねるのではなく、行政はもとより、企業を含めた地域社会全体で子どもを守り育てることの責務を担い、安心して子育てができる環境づくり、すなわち、子育て家庭が仕事と子育てを両立させ安心して子どもを育てることができるように「地域ぐるみ」で子育てを見守るまちを目指します。

(3) 子ども・子育て支援事業支援計画の体系図



## 6 計画の策定体制

### (1) 子ども・子育て会議の設置

朝日町子ども・子育て支援事業計画の策定は、関係機関代表者、各種団体の代表者、学識経験者、住民の代表であるサービス利用者の参画による、「朝日町子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て支援に関する施策の推進など、計画内容の検討を行いました。

### (2) ニーズ調査の実施

就学前児童及び就学児童の保護者に対し、「子ども・子育て支援事業計画」策定に必要な、子育ての状況、教育や保育、子育て支援の今後の見込みを把握するために、平成31年1月から平成31年2月にニーズ調査を行っています。

#### ■調査の概要

対象	配布数	①回収数 【回収率】	無効回答 (※)	②有効回答 【有効回答率】
就学前児童	163件	118件 【72.4%】	0件	118件 【72.4%】
就学児童	138件	110件 【79.7%】	0件	110件 【79.7%】

※無効回答については、白紙またはそれに準ずるもの。

#### ■調査の対象及び調査方法

保育園児、就学児童は全員を対象とし、保育園、小学校を通じて配布・回収、それ以外の就学前児童は郵送による配布回収を行いました。

※ニーズ調査の主な結果については、第2章「子どもを取り巻く現状」、4「ニーズ調査結果」に掲載しています。



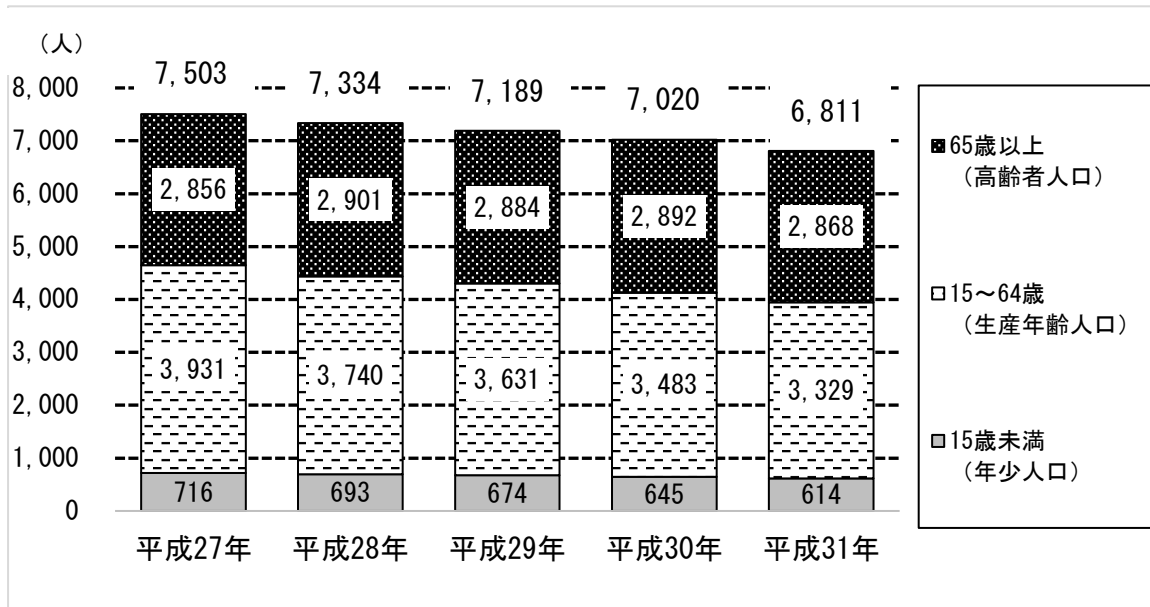
# 第2章 子どもを取り巻く現状

## 1 人口動態

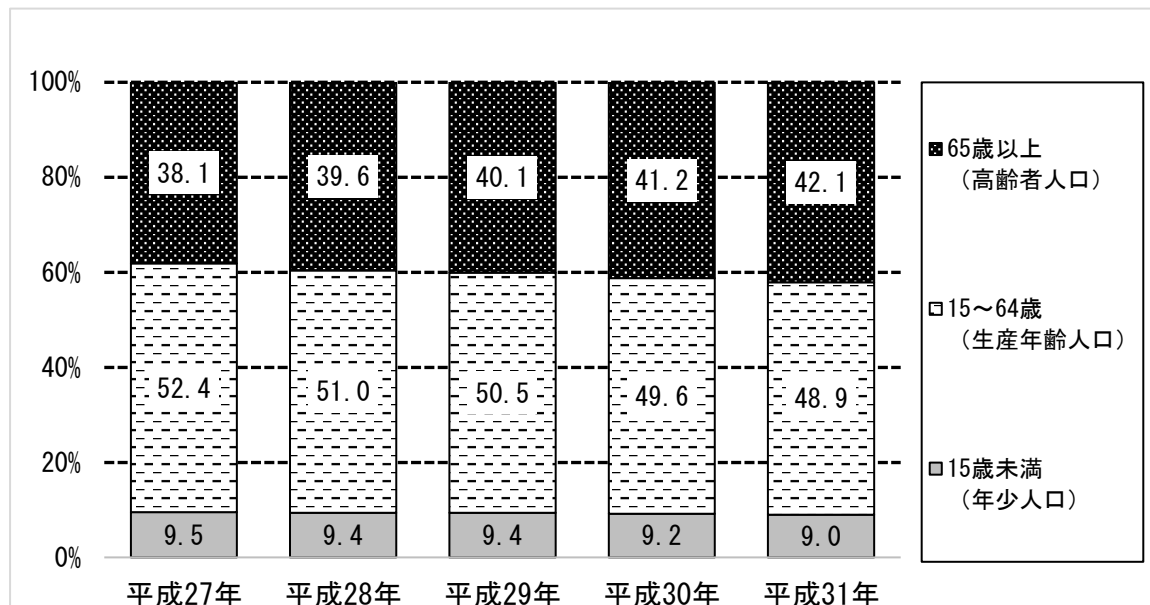
### (1) 人口推移

朝日町の人口は減少傾向で推移し、平成31年3月31日現在では、6,811人となっています。年齢3区分人口では、年少人口、生産年齢人口は減少傾向で推移し、高齢者人口においては、年度によって増減を繰り返しています。年齢3区分人口割合では、年少人口割合、生産年齢人口割合が減少し、高齢者人口割合（高齢化率）の増加がみられます。平成31年3月31日現在では、年少人口割合9.0%、生産年齢人口割合48.9%、高齢者人口割合42.1%となっています。

■年齢3区分別人口 (資料：住民基本台帳 各年3月31日現在)



■年齢3区分別人口割合 (資料：住民基本台帳 各年3月31日現在)

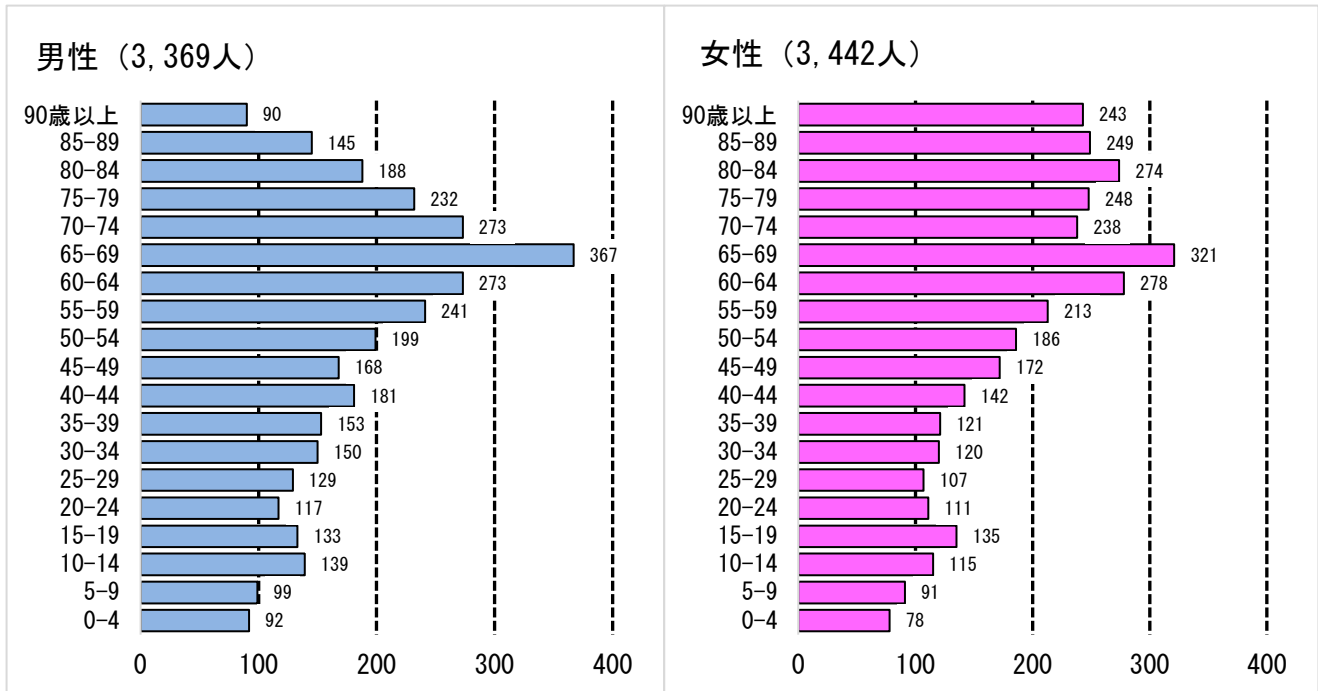


## (2) 人口ピラミッド

男女ともに65歳から69歳の人口構成が多く、今後5年間のうちに70歳以上高齢者数の大幅な増加が予測されます。さらに0歳から4歳の人口構成が最も少なく、将来の人口減少、少子高齢化が加速する人口構成となっています。

### ■人口ピラミッド

(資料：住民基本台帳 平成31年3月31日現在)



## (3) 児童人口

11歳までの児童人口の推移をみると、全体人口と同様に減少傾向で推移し、平成27年に538人であった児童数が、平成31年には465人となり、73人の減少となっています。

### ■児童人口

(資料：住民基本台帳 平成31年3月31日現在)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	36	31	34	36	33
1歳	32	36	32	34	31
2歳	42	32	37	35	33
3歳	42	41	34	36	35
4歳	40	42	44	35	38
5歳	37	40	40	42	34
6歳	57	36	40	40	41
7歳	52	57	36	39	42
8歳	53	52	56	35	38
9歳	47	53	53	56	35
10歳	47	47	53	52	55
11歳	53	46	47	54	50
合計	538	513	506	494	465

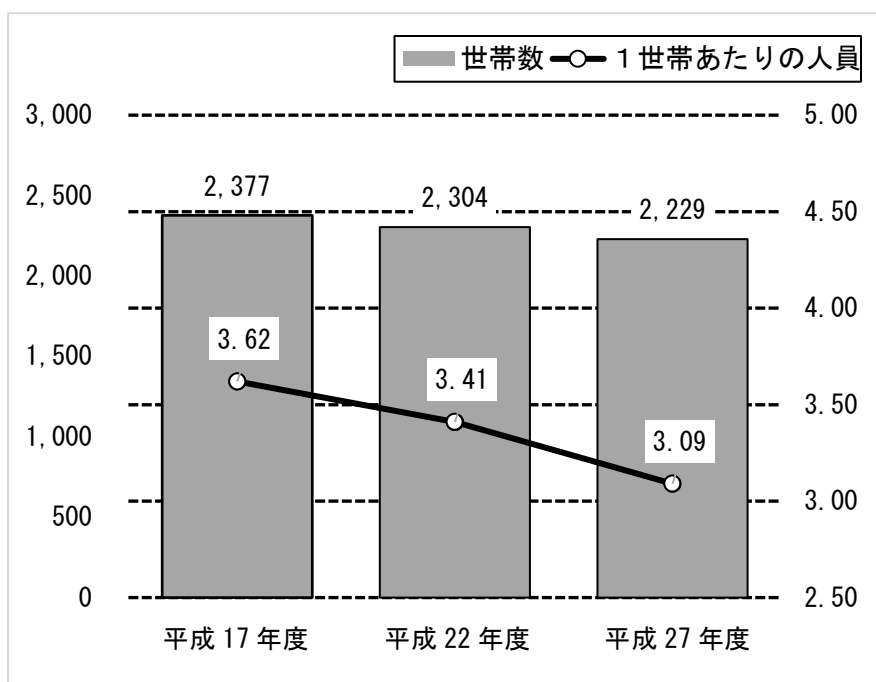
## (4) 世帯の状況

国勢調査によると、世帯数は平成17年から平成27年の10年で148世帯減少し、平成27年の世帯数は2,229世帯となっています。また、1世帯あたりの人員も減少傾向で推移し、平成27年では、3.09人となっています。

児童のいる世帯でみると、6歳未満親族のいる世帯、18歳未満親族のいる世帯共に減少傾向で推移し、平成27年では、6歳未満親族のいる世帯で164世帯、18歳未満親族のいる世帯で487世帯となっています。

### ■世帯

(資料：国勢調査)



### ■児童のいる世帯

(資料：国勢調査)

		平成17年	平成22年	平成27年
<b>6歳未満親族のいる世帯</b>				
	世帯数	253	203	164
	世帯人員	1,433	1,166	921
	6歳未満の親族人員	329	286	220
<b>18歳未満親族のいる世帯</b>				
	世帯数	730	585	487
	世帯人員	4,018	3,151	2,536
	6歳未満の親族人員	1,286	1,056	869

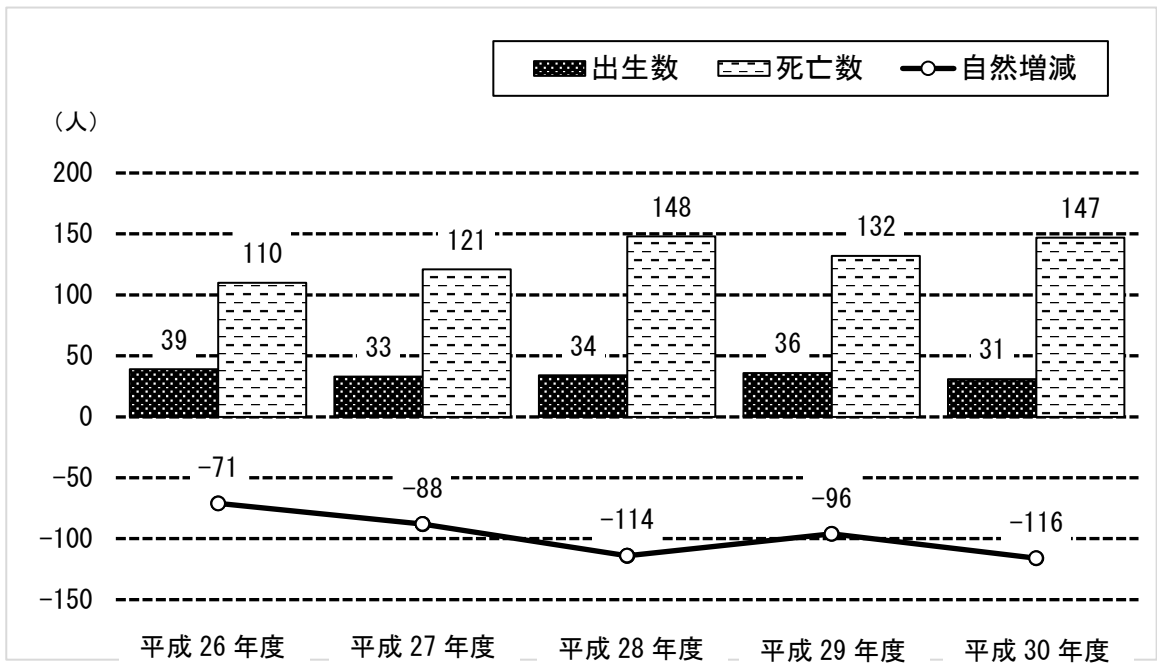
### (5) 自然動態・社会動態

出生数と死亡数の推移をみると、出生数は30人台、死亡数は120～140人前後で推移し、常に死亡数が出生数を上回り、平成30年度の自然増減は-116人となっています。

また、転入数と転出数の推移をみると、常に転出数が転入数を上回り、平成30年度の社会増減は、-92人となっています。

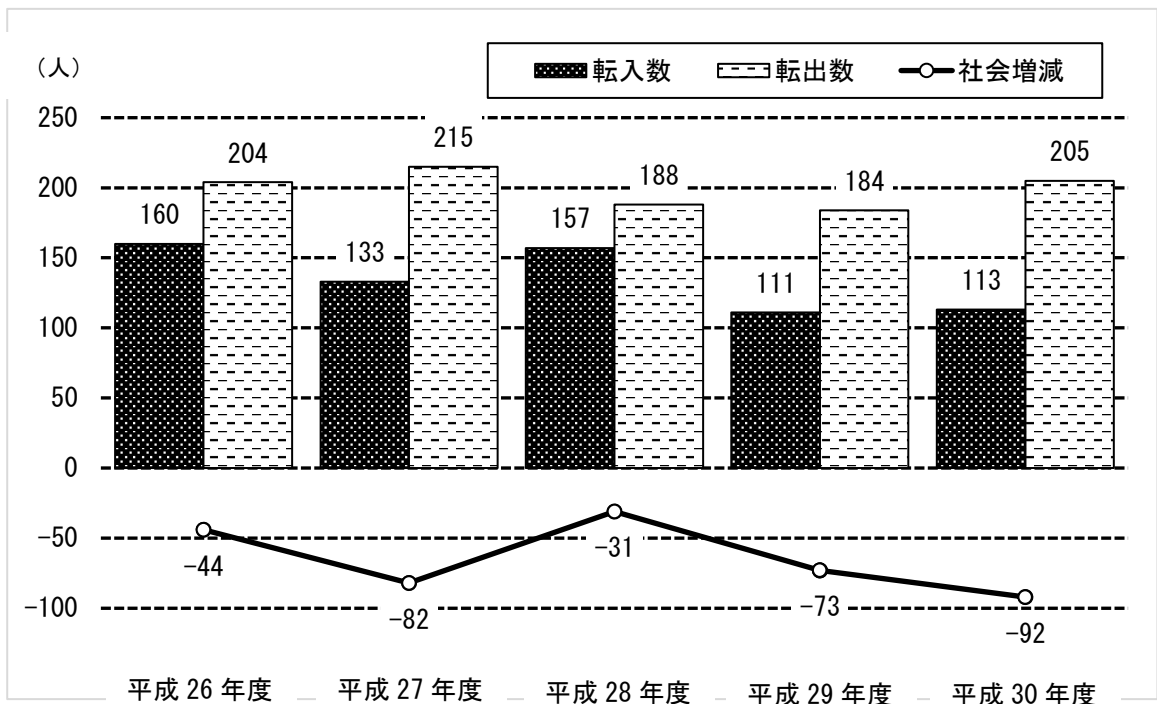
#### ■ 自然動態

(資料：住民基本台帳)



#### ■ 社会動態

(資料：住民基本台帳)

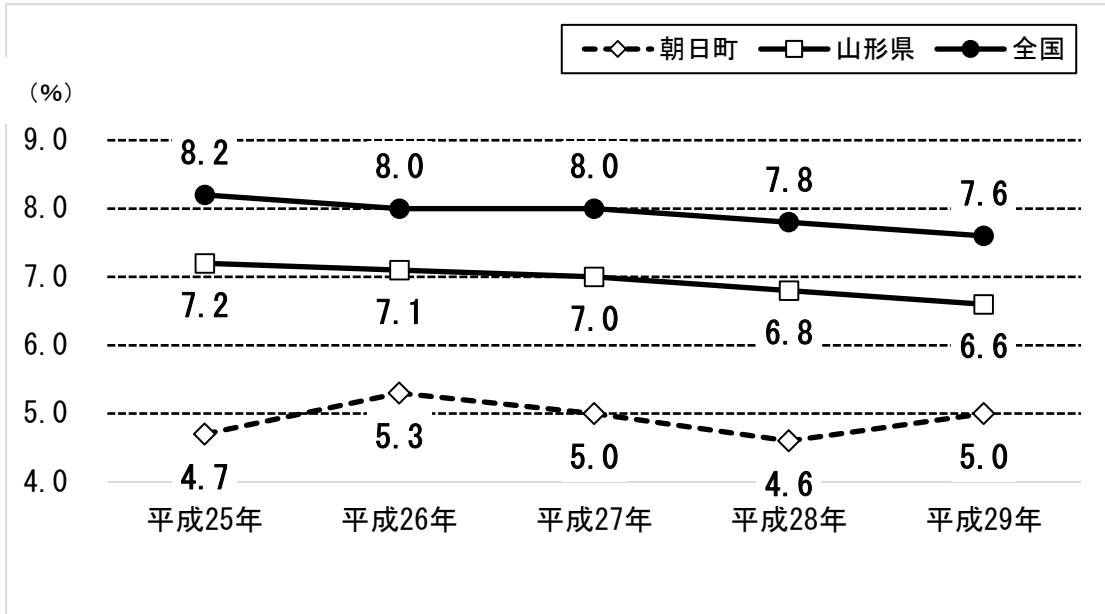


## (6) 出生率

出生率（人口 1,000 人当たりの出生数）は、全国、県平均より低い値で推移し、平成 29 年では、5.0 となっています。

### ■出生率

（資料：県統計年鑑）

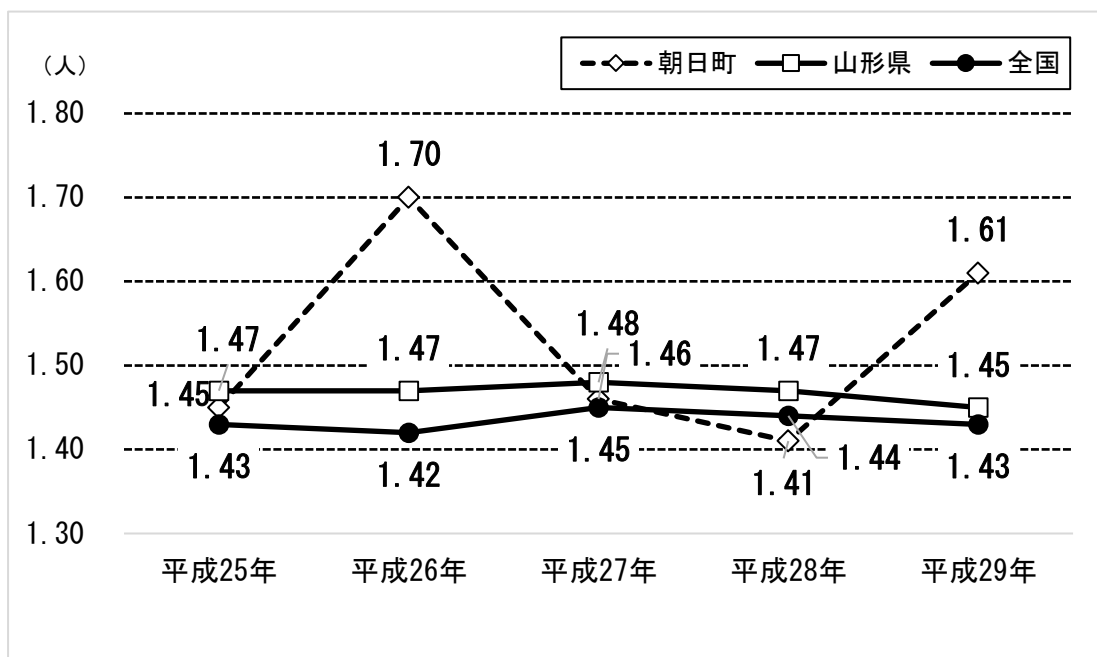


## (7) 合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に生むとされる子どもの数を表す数値）

合計特殊出生率は、平成 28 年に 1.41 と県および全国平均を下回る水準に減少しましたが、それ以外の年代ではほぼ平均並み、もしくは県および全国平均より高い数値で推移しており、平成 29 年では 1.61 となっています。

### ■合計特殊出生率

（資料：県統計年鑑）

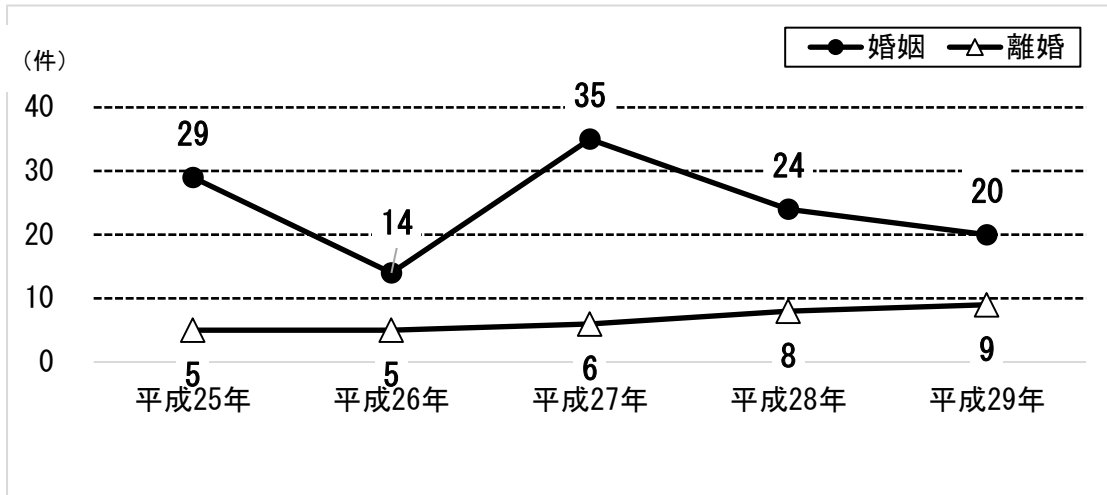


### (8) 婚姻・離婚

婚姻件数は、20～30件前後で推移し、平成29年では、20件となっています。一方、離婚件数は5～10件前後で推移し、平成29年では、9件となっています。

■婚姻・離婚

(資料：県統計年鑑)

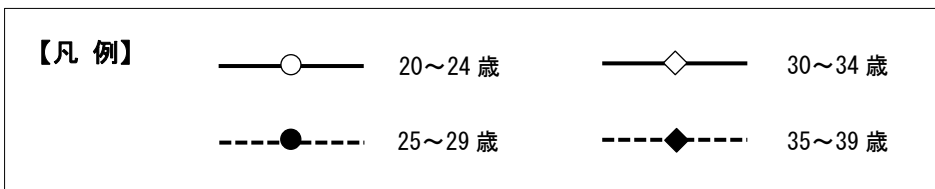
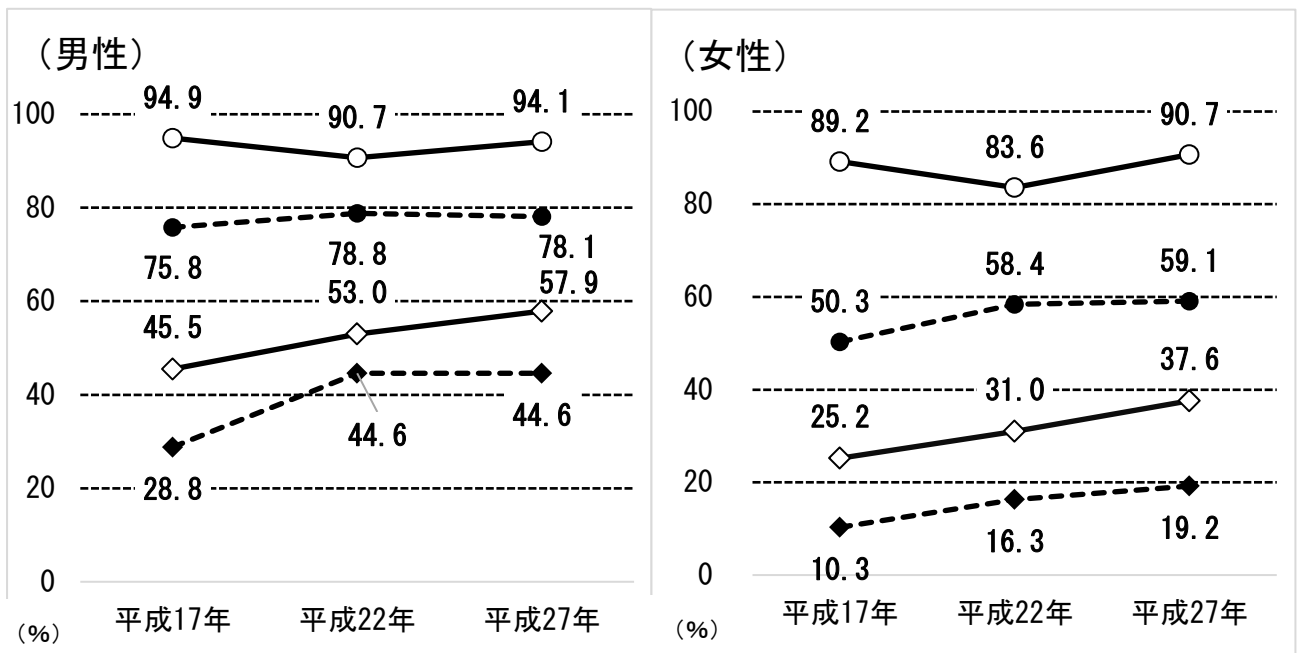


### (9) 未婚率

全体的に未婚率の上昇がみられ、男性女性共に30歳代の上昇率が大きくなっています。

■未婚率

(資料：国勢調査)



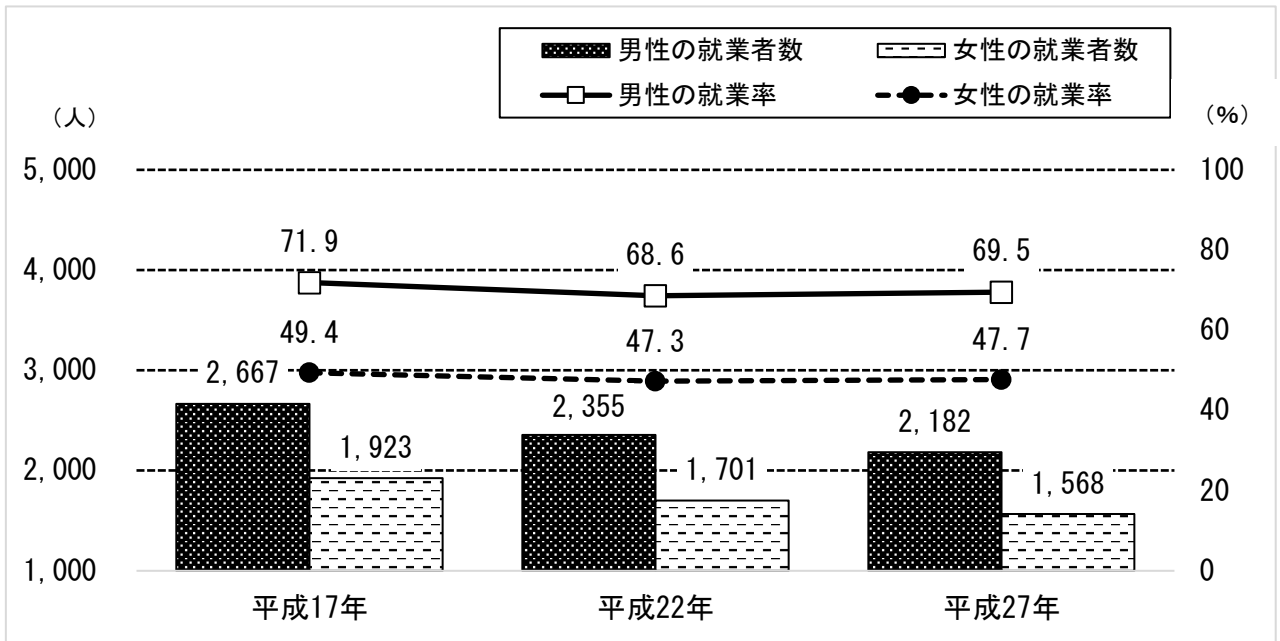
### (10) 就業状況

男女別にみた就業状況は、少子高齢化に伴う労働力人口減少の影響もあり、男性、女性共に就業者数が減少傾向にあります。平成27年では男性2,182人、女性1,568人となっており、就業率は、男性69.5%、女性47.7%となっています。

男女別産業分類を見ると女性において第3次産業の増加が著しく、平成17年からの10年間を通して約5割が第3次産業の従事者となっています。

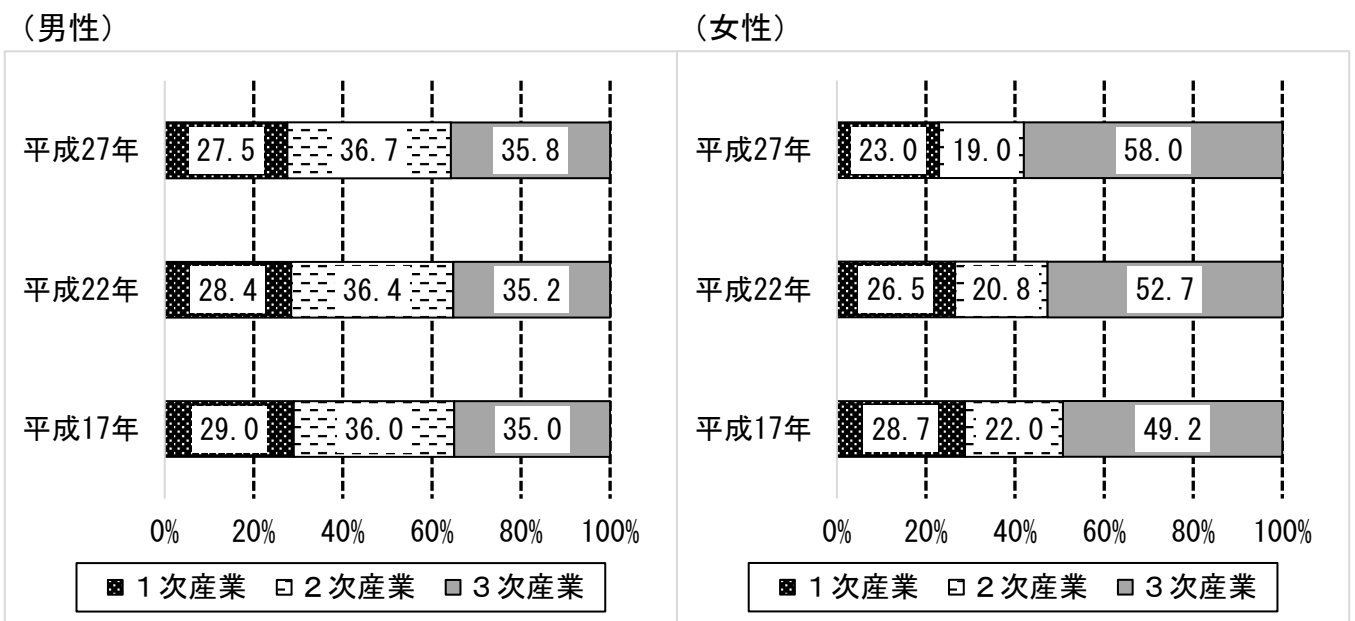
#### ■男女別就業状況

(資料：国勢調査)



#### ■男女別産業分類

(資料：国勢調査)



## 2 施設等の状況

### (1) 認可保育園

町内にある認可保育園は、平成22年4月に3施設の保育園が1施設に統合され、平成31年4月1日現在で町立の保育園が1か所あります。入園児童数は、3歳未満児は増加している一方、3歳以上児は減少傾向となっています。

#### ■認可保育園の状況

年度	か所数	定員数 (人)	入所児童数(人)						合計
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
平成26年度	1	200	6	12	13	37	36	56	160
平成27年度	1	200	9	12	15	41	40	35	152
平成28年度	1	200	9	10	10	41	40	47	150
平成29年度	1	200	5	17	17	33	42	40	154
平成30年度	1	200	7	18	24	38	34	41	162

資料：福祉行政報告

### (2) 放課後児童クラブ

町内にある児童クラブは、平成31年4月1日現在で1か所あります。放課後児童クラブの登録児童数は、平成31年3月31日現在で通年24人、通年外37人の合計61人です。

#### ■放課後児童クラブの状況

年度	か所数	登録児童数(人)			
		学年	通年	通年外	合計
平成28年度	1	1年	5	7	12
		2年	4	11	15
		3年	2	9	11
		4年	2	8	10
		5年	0	1	1
		6年	0	1	1
		合計	13	37	50
平成29年度	1	1年	12	10	22
		2年	1	7	8
		3年	5	7	12
		4年	0	6	6
		5年	1	3	4
		6年	0	0	0
		合計	19	33	52
平成30年度	1	1年	10	12	22
		2年	9	7	16
		3年	1	7	8
		4年	3	6	9
		5年	1	4	5
		6年	0	1	1
		合計	24	37	61

資料：健康福祉課



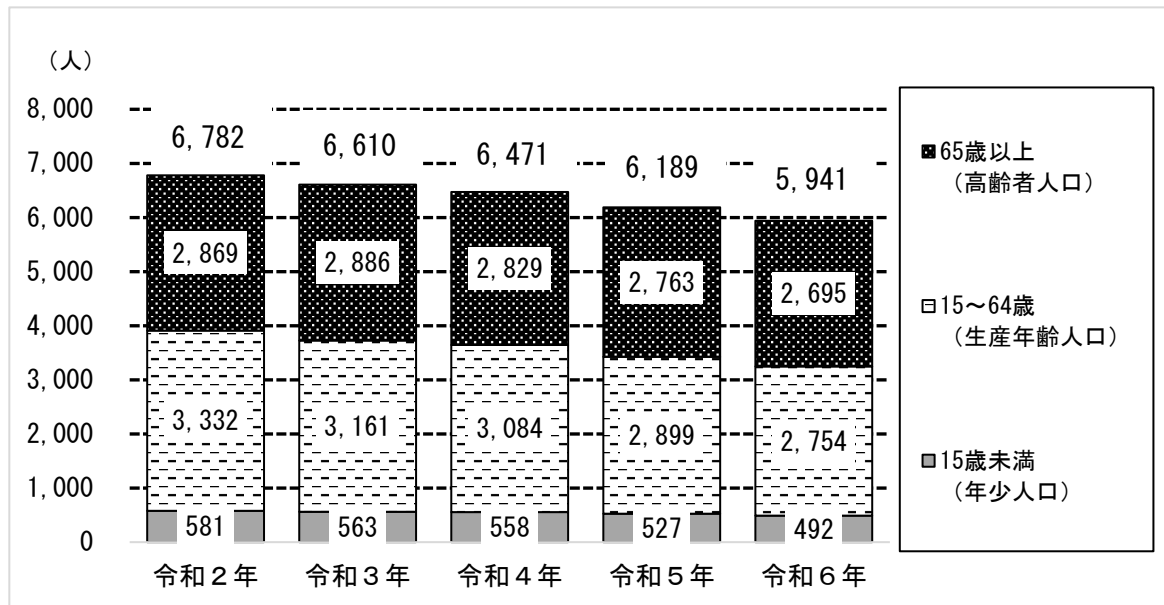
### 3 人口推計

#### (1) 人口推計

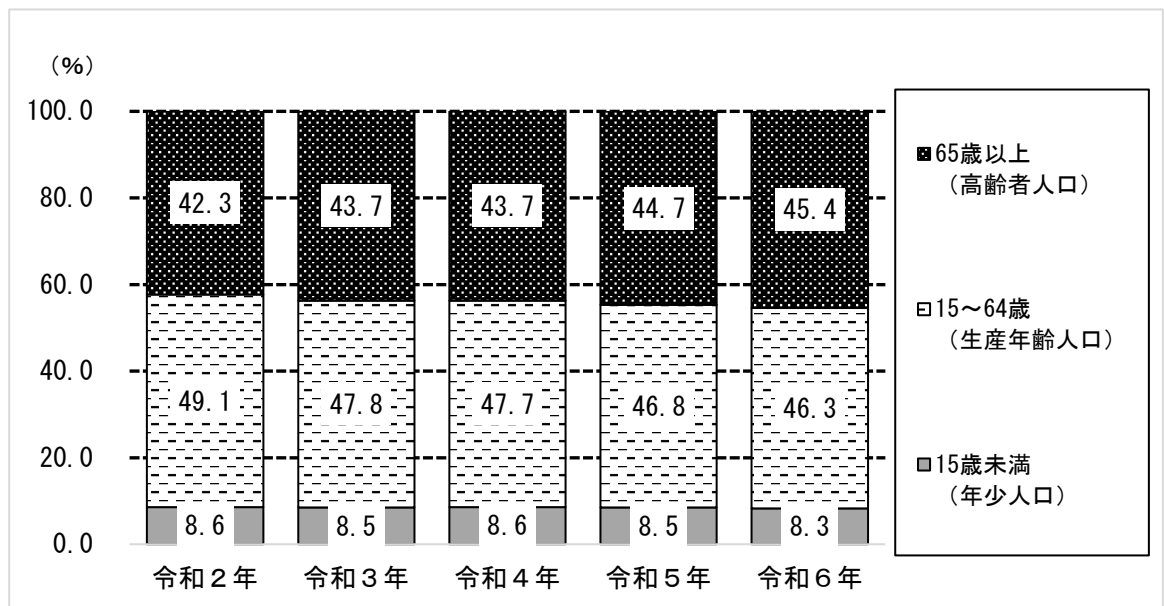
平成22年から平成31年の住民基本台帳を基に、将来人口をコーホート変化率法により推計したところ、減少傾向で推移し、令和6年の総人口は5,941人と予測されます。

また、年齢3区分人口割合では、年少人口割合、生産年齢人口割合が減少し、高齢者人口割合（高齢化率）の増加がみられます。

#### ■年齢3区分別人口



#### ■年齢3区分別人口推計（割合）



※コーホート変化率法：一定期間に出生した集団（コーホート）に着目し、1歳別に、その時間的変化（1年後の人口の変化）を将来も一定であると仮定し、推計する人口推計方法。

## (2) 児童人口の推計

平成26年から平成31年の住民基本台帳を基に11歳までの児童人口をコーホート変化率法により推計したところ、減少傾向で推移し、令和6年の児童人口は390人と予測されます。

### ■児童人口推計

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	29	29	29	27	27
1歳	32	29	29	29	27
2歳	40	35	32	32	32
3歳	36	39	34	31	31
4歳	36	38	40	35	32
5歳	35	33	35	38	33
6歳	33	35	33	35	38
7歳	41	32	34	32	34
8歳	38	40	31	33	31
9歳	38	38	40	31	33
10歳	35	38	38	40	31
11歳	56	36	39	39	41
合計	449	422	414	402	390

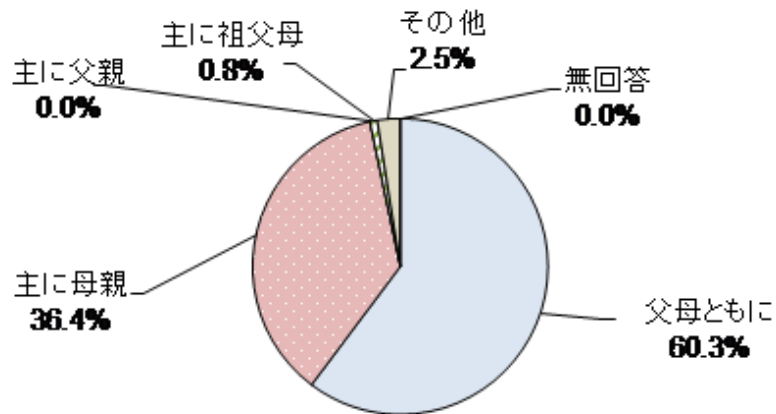
## 4 ニーズ調査結果

### (1) 主な調査結果【就学前児童】

#### ①子育てを主に行っている方

子育てを主に行っている方は、「父母ともに」(60.3%)、「主に母親」(36.4%)と、この2つの回答が圧倒的に多くなっています。

#### ■子育てを主に行っている方

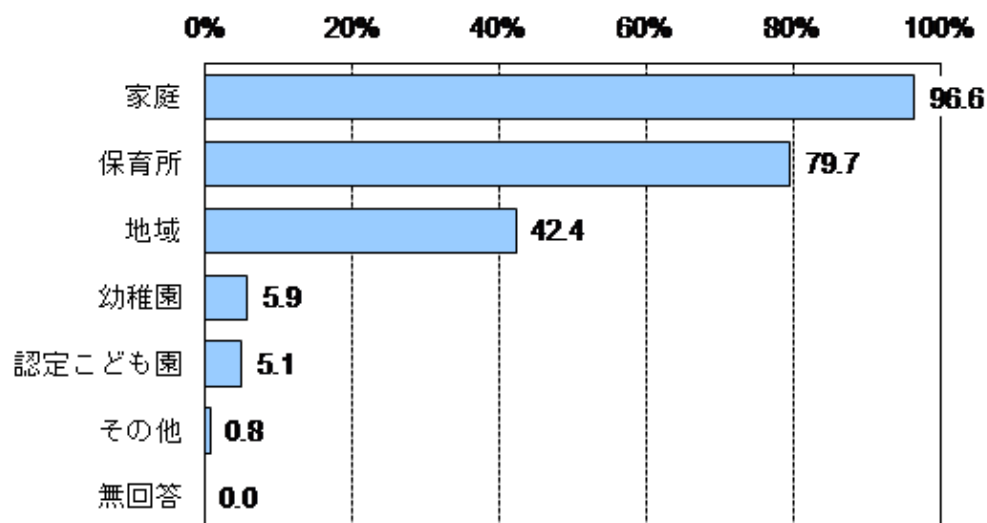


(回答者:118人)

#### ②子育てに影響すると思われる環境

子育て(教育を含む)に最も影響すると思われる環境は、「家庭」が96.6%と最も多く、次いで「保育所」(79.7%)、「地域」(42.4%)、「幼稚園」(5.9%)となっています。

#### ■子育てに影響すると思われる環境



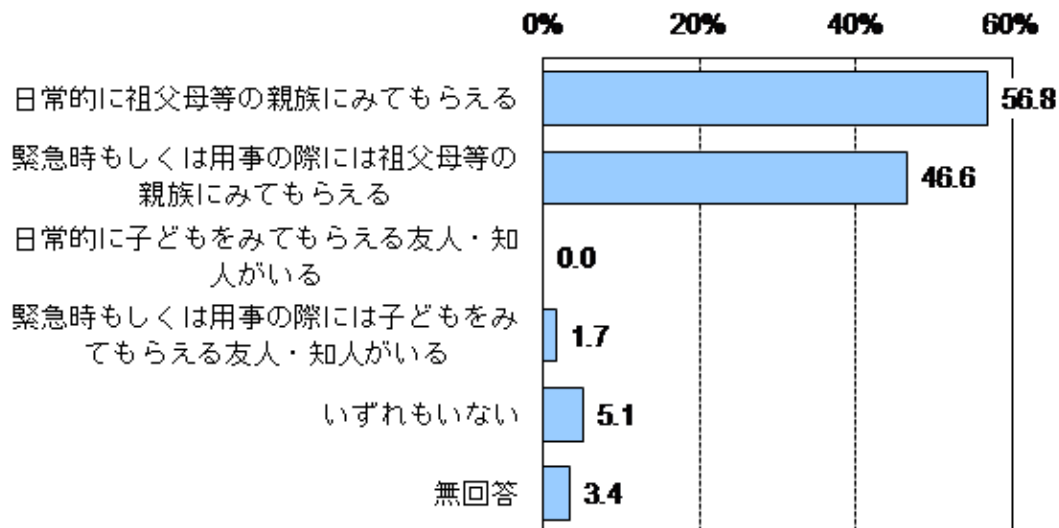
(回答者:118人)

## ③子どもをみてもらえる親族・知人

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人がいるかは、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が56.8%と最も多く、次いで「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」(46.6%)となっており、比較的、祖父母や親族等に預けられるという回答が多くなっています。

また、「いずれもない」という回答は5.1%あります。

## ■子どもをみてもらえる親族・知人

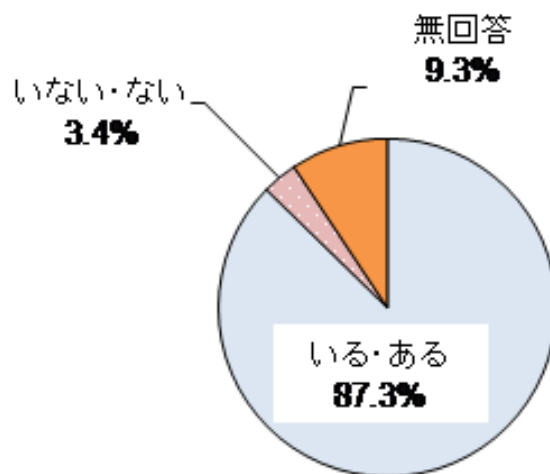


(回答者:118人)

## ④相談者及び相談できる場所

子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人、場所は、87.3%が「いる・ある」と回答しているものの、「いない・ない」という回答も3.4%あります。

## ■相談者及び相談できる場所

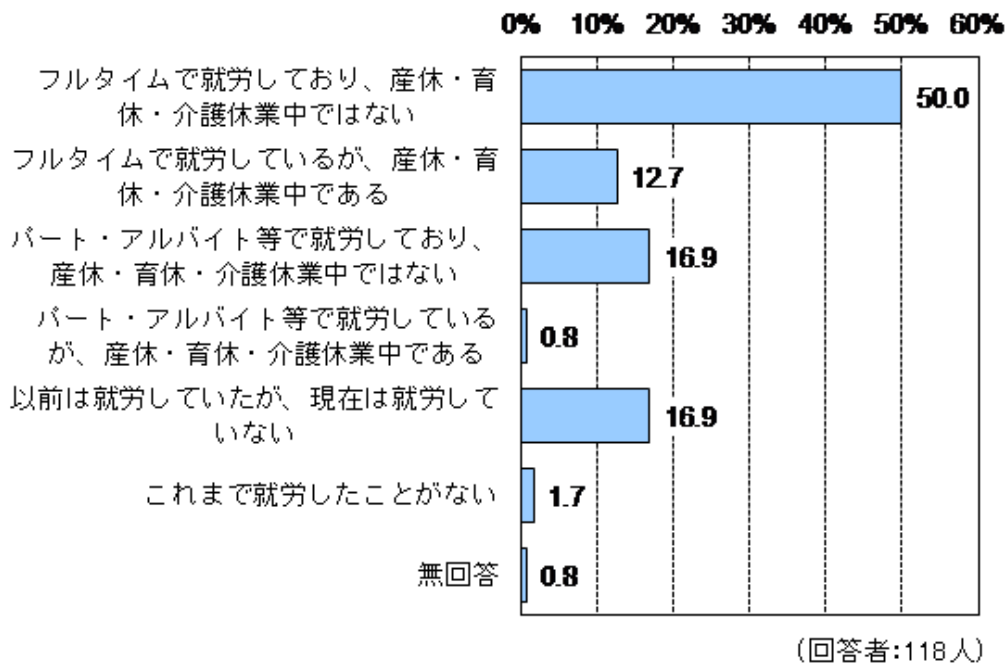


(回答者:118人)

## ⑤母親の就労状況

母親の現在の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が50.0%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(16.9%)と「以前は就労していたが、現在は就労していない」(16.9%)が同じ割合となっています。

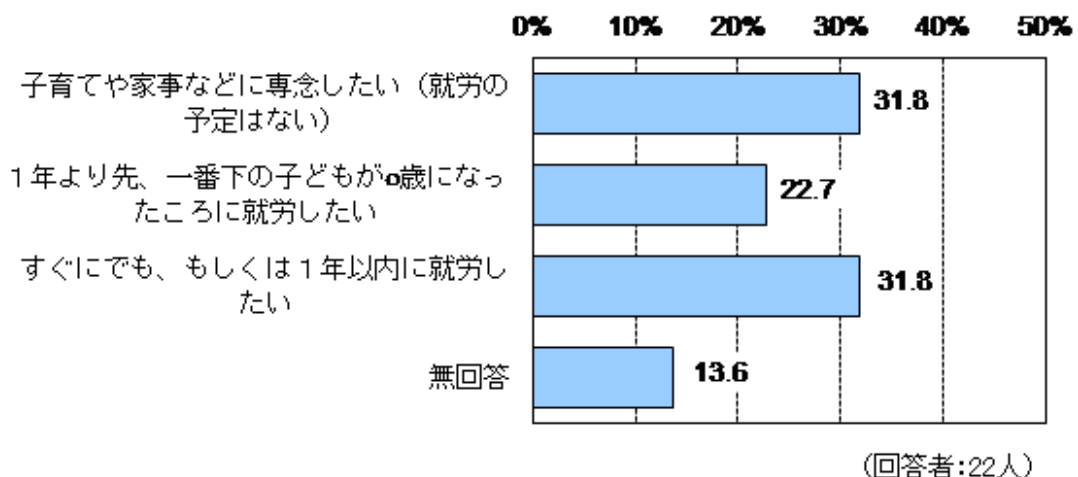
## ■母親の就労状況



## ⑥就労希望

現在就労していない母親の今後の就労希望を尋ねると、「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」と「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が31.8%で最も多く、次いで「1年より先、一番下の子どもが〇歳になったころに就労したい」が(22.7%)、となっています。

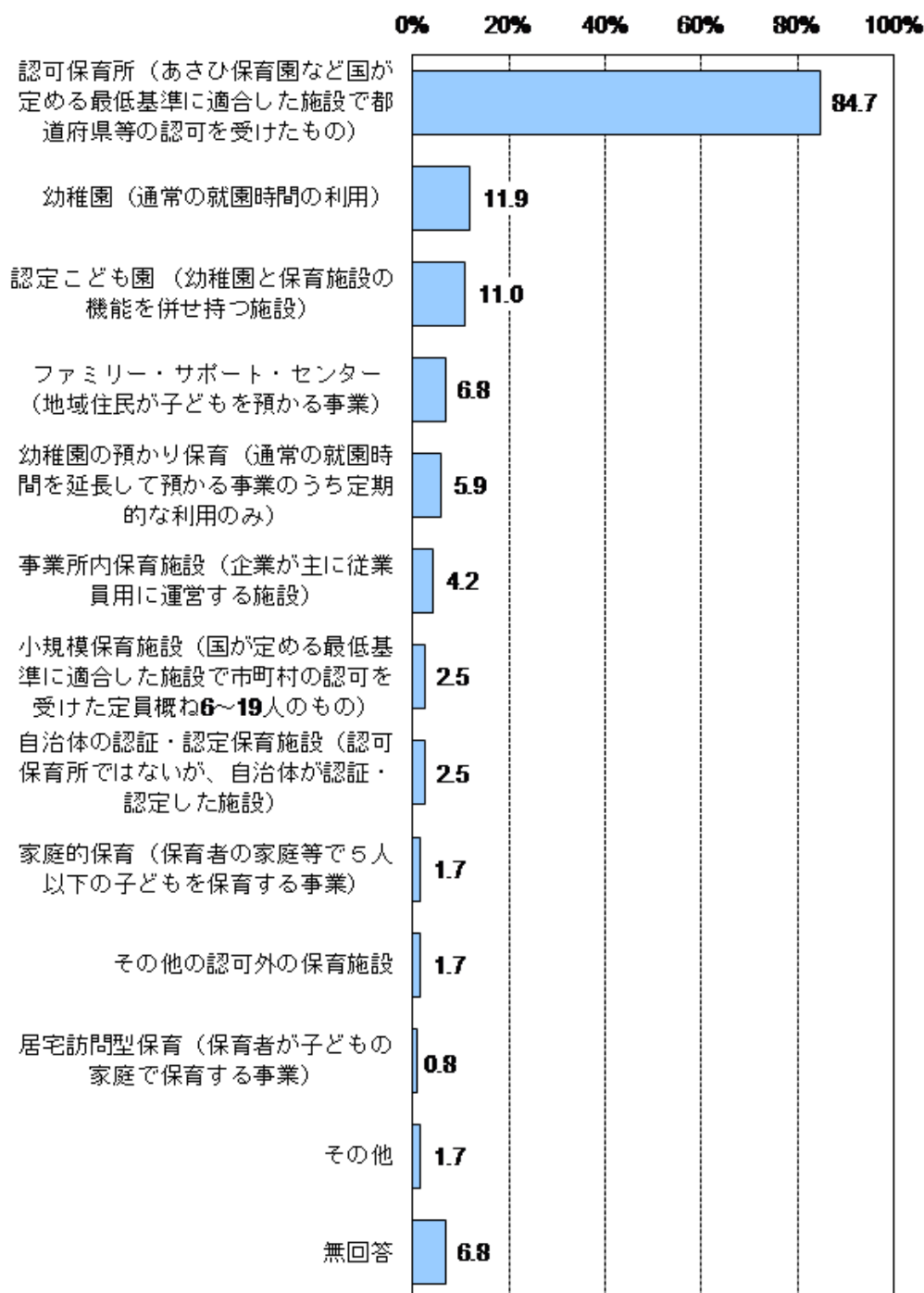
## ■就労希望



## ⑦平日の教育・保育の事業として定期的にご利用したい事業

平日の教育・保育の事業として、「定期的にご利用したい」と考える事業は、「認可保育所」が84.7%と圧倒的に多く、次いで「幼稚園」(11.9%)、「認定こども園」(11.0%)、「ファミリー・サポート・センター」(6.8%)の順となっています。

## ■平日の教育・保育の事業として定期的にご利用したい事業



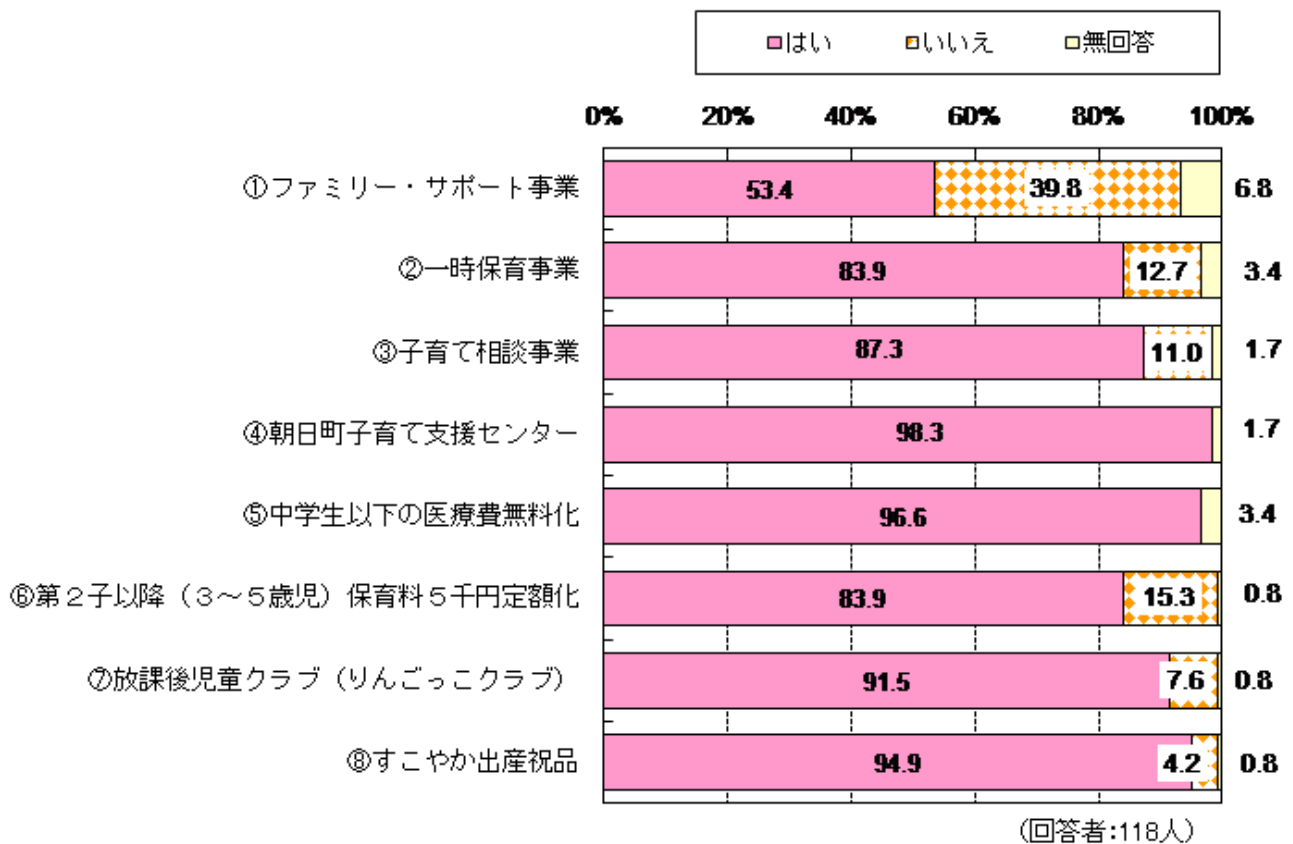
(回答者:118人)

### ⑧子育て支援サービスの認知度

朝日町で実施している子育て支援サービスの認知度は、「④朝日町子育て支援センター」(98.3%)が最も高く、次いで「⑤中学生以下の医療費無料化」(96.6%)、「⑧すこやか出産祝品」(94.9%)、「⑦放課後児童クラブ(りんごっこクラブ)」(91.5%)も9割を超えて、認知度が高くなっています。また、「③子育て相談事業」(87.3%)、「②一時保育事業」、「⑥第2子以降(3～5歳)保育料5千円定額化」(ともに83.9%)の認知度も8割を超えています。

一方認知度が最も低いのは、「①ファミリー・サポート事業」の53.4%となっています。

### ■子育て支援サービスの認知度



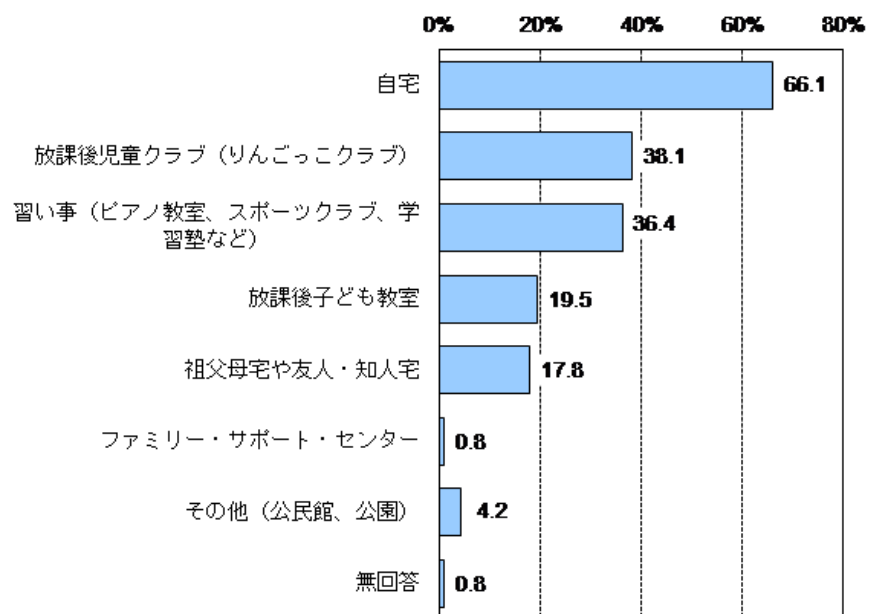
## ⑨放課後の過ごし方

小学校低学年（1～3年生）の放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うかは、「自宅」が66.1%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ（りんごっこクラブ）」（38.1%）、「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」（36.4%）、「放課後子ども教室」（19.5%）の順となっています。

また、小学校高学年（4～6年生）の放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うかは、「自宅」が78.0%と最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」（50.8%）、「放課後児童クラブ（りんごっこクラブ）」（21.2%）の順となっています。

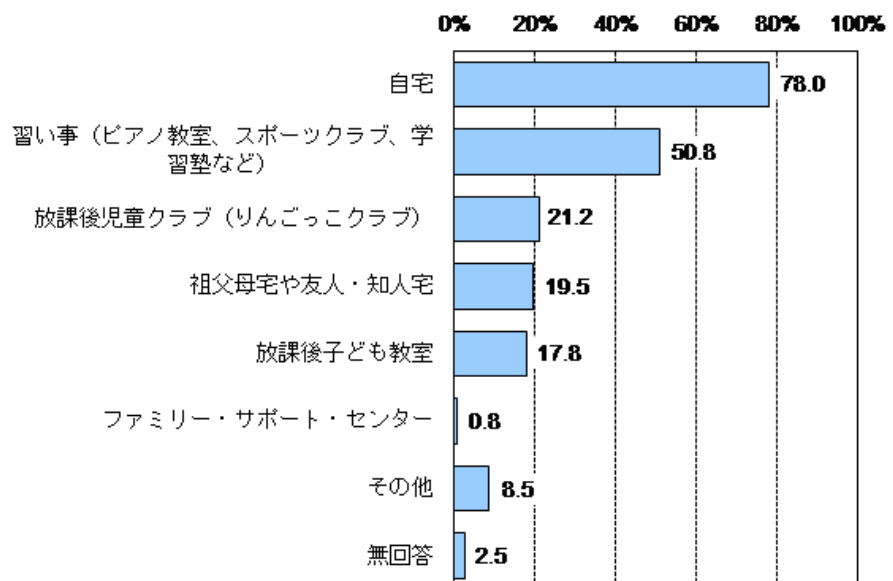
## ■放課後の過ごし方

## 【小学校低学年での希望】



(回答者:118人)

## 【小学校高学年での希望】



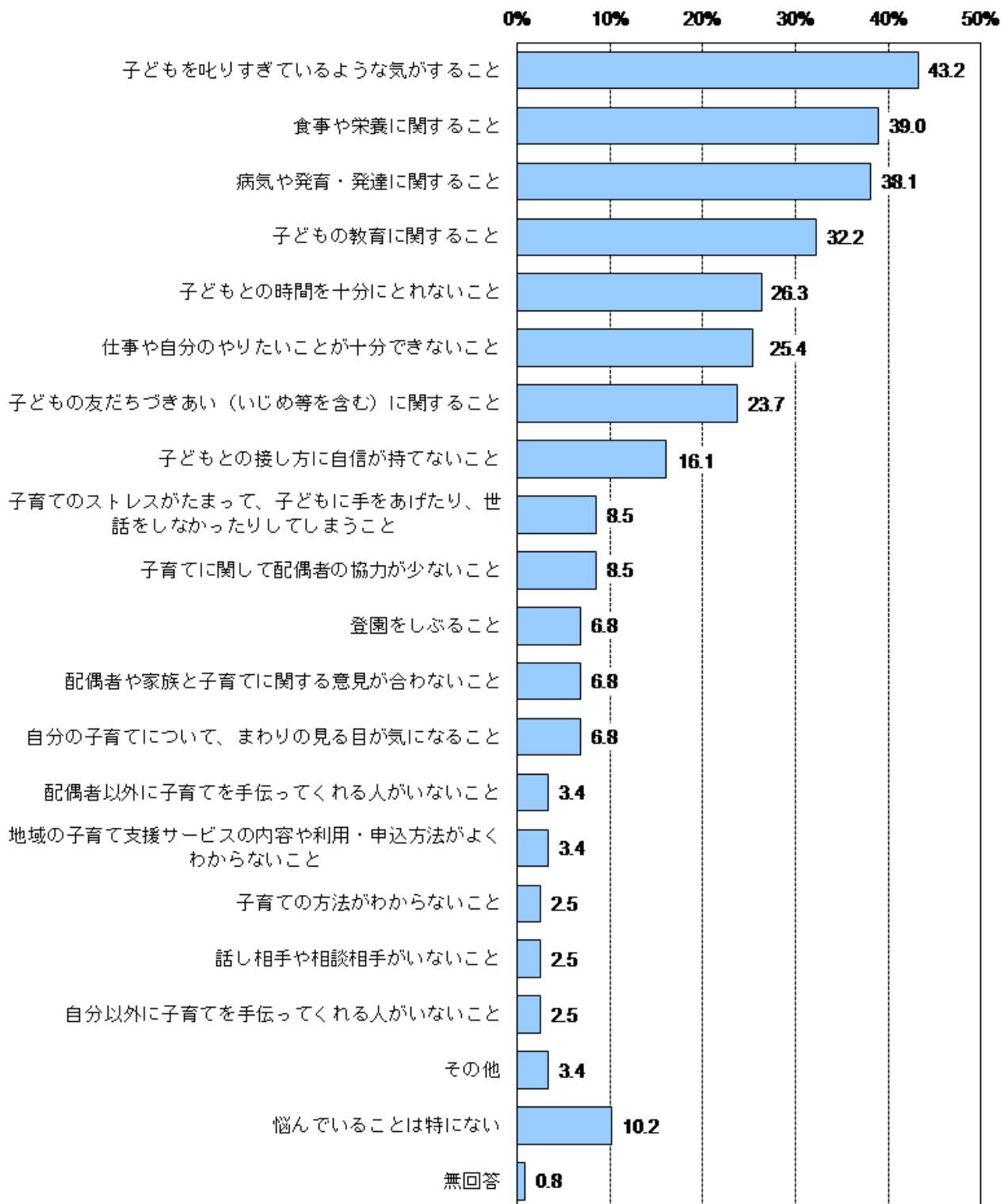
(回答者:118人)



## ⑩子育てに関して日頃悩んでいること

子育てに関して日頃悩んでいること、気になることは、「子どもを叱りすぎているような気がする」が43.2%で最も多く、次いで「食事や栄養に関すること」(39.0%)、「病気や発育・発達に関すること」(38.1%)、「子どもの教育に関すること」(32.2%)となっています。

## ■子育てに関して日頃悩んでいること

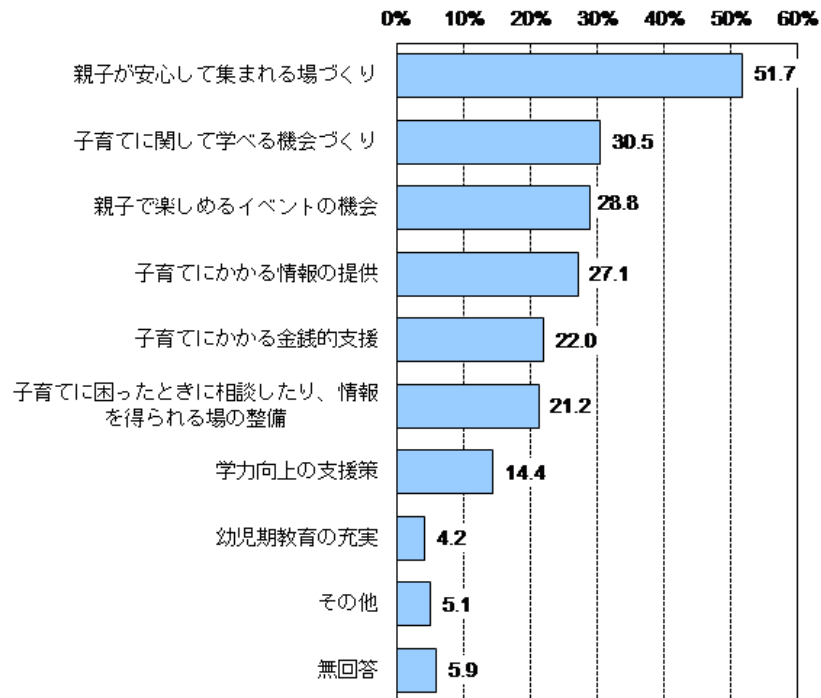


(回答者:118人)

⑪子育て支援について

今後町が力を入れるべき子育て支援は、「親子が安心して集まれる場づくり」が51.7%と半数を超えて最も多く、次いで「子育てに関して学べる機会づくり」(30.5%)、「親子で楽しめるイベントの機会」(28.8%)の順となっています。

■子育て支援について

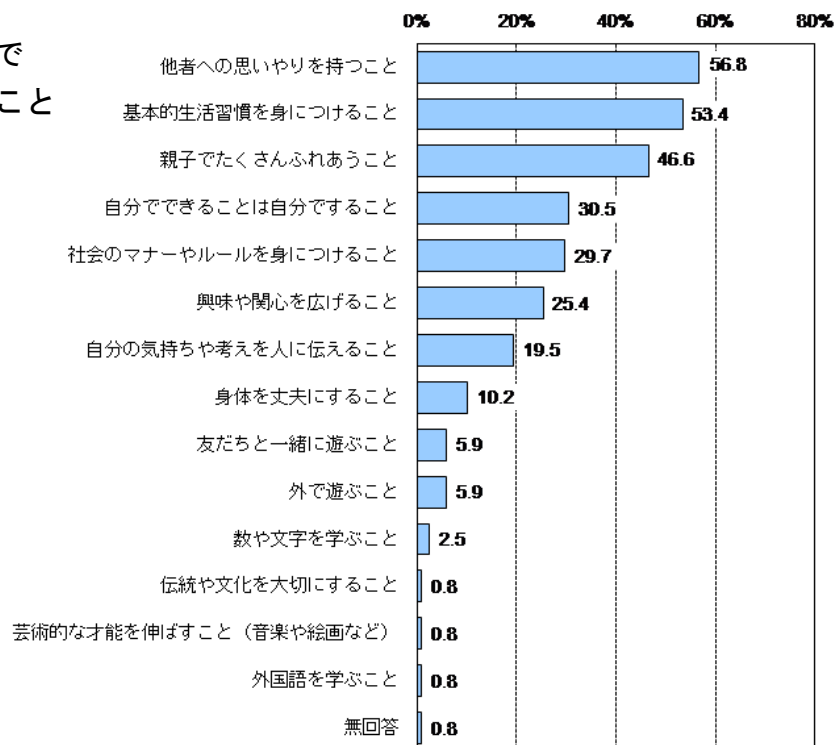


(回答者:118人)

⑫子育てをする上で力を入れていること

子育てをする上で何に力を入れているかでは、「他者への思いやりを持つこと」が56.8%で最も多く、次いで「基本的な生活習慣を身につけること」(53.4%)、「親子でたくさんふれあうこと」(46.6%)の順となっています。

■子育てをする上で力を入れていること

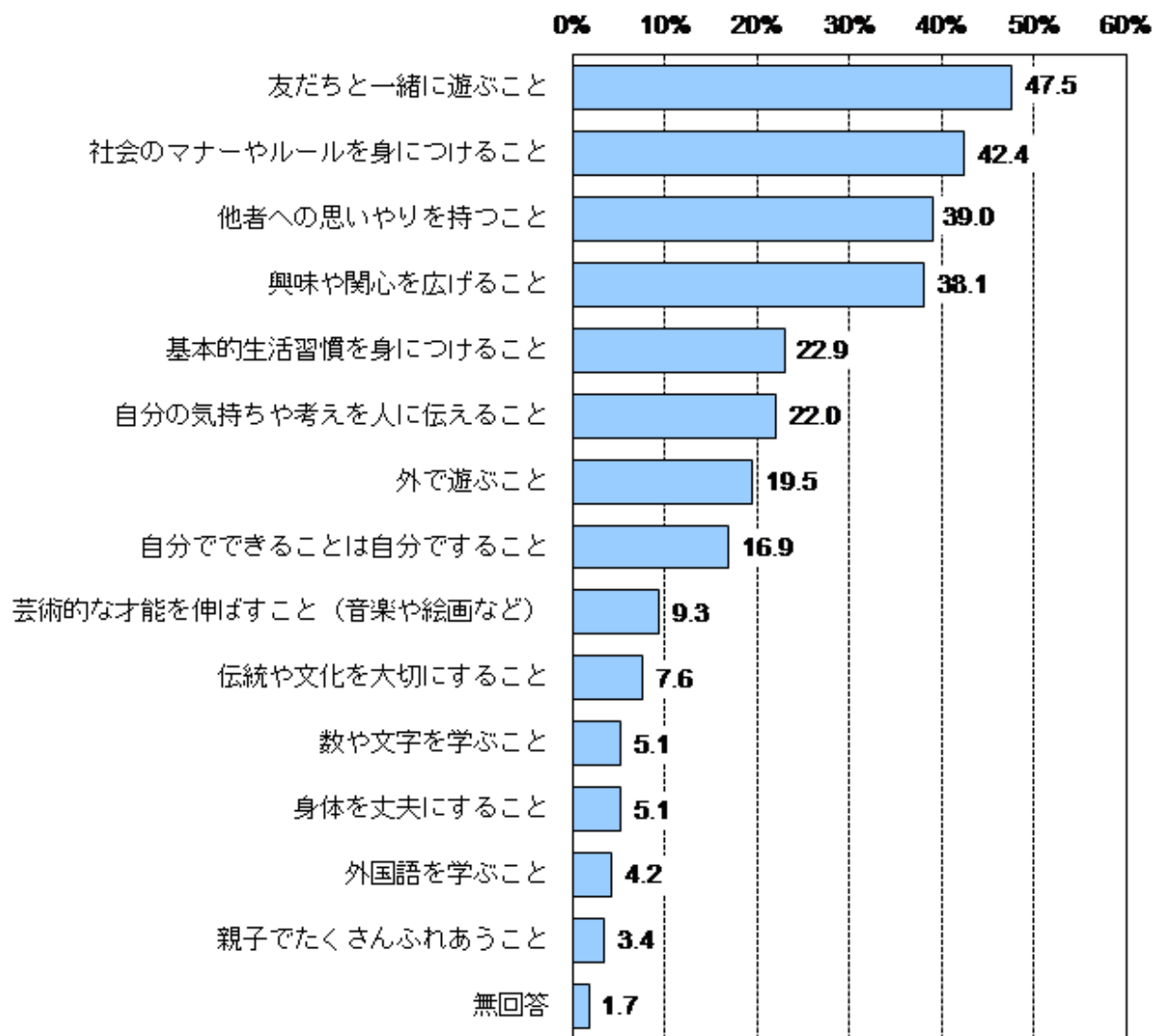


(回答者:118人)

## ⑬保育・教育において力を入れてほしいこと

町の保育園における保育・教育において何に力を入れて欲しいかは、「友だちと一緒にあそぶこと」が47.5%で最も多く、次いで「社会のマナーやルールを身につけること」(42.4%)、「他者への思いやりを持つこと」(39.0%)の順となっています。

## ■保育・教育において力を入れてほしいこと



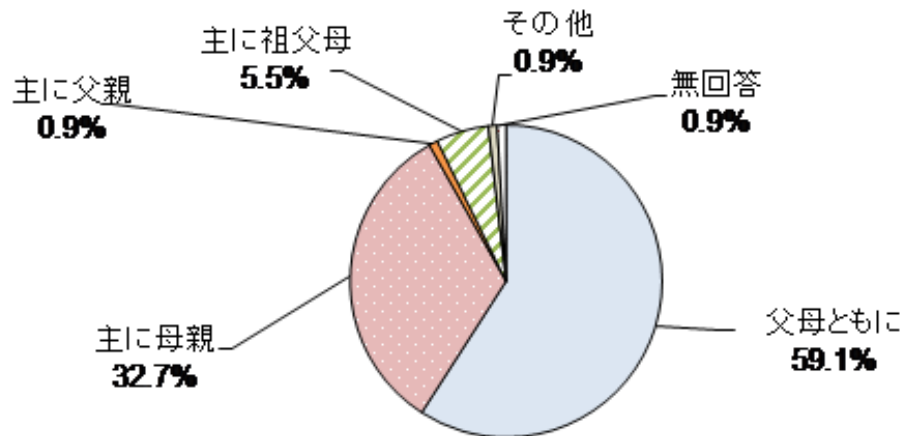
(回答者:118人)

## (2) 主な調査結果【就学児童】

### ①子育てを主に行っている方

子育てを主に行っている方は、「父母ともに」(59.1%)、「主に母親」(32.7%)と、この2つの回答が圧倒的に多くなっています。

#### ■子育てを主に行っている方

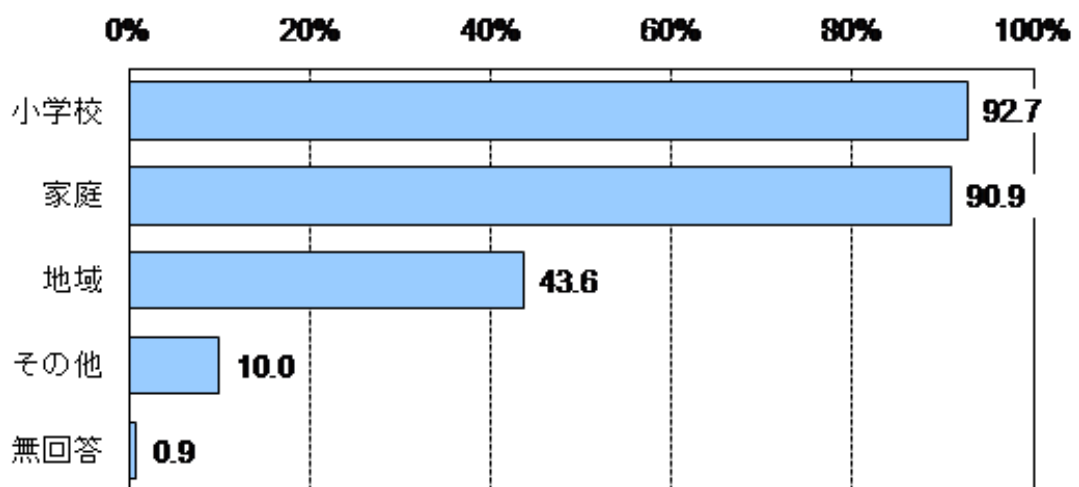


(回答者:110人)

### ②子育てに影響すると思われる環境

子育て(教育を含む)に最も影響すると思われる環境は、「小学校」が92.7%と最も多く、次いで「家庭」(90.9%)、「地域」(43.6%)、「その他」(10.0%)となっています。

#### ■子育てに影響すると思われる環境



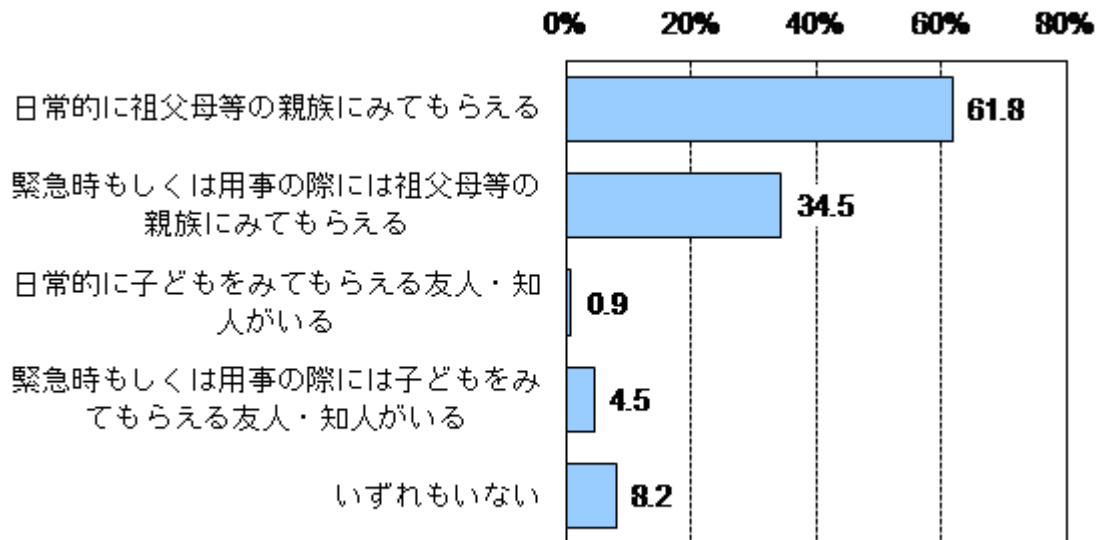
(回答者:110人)

## ③子どもをみてもらえる親族・知人

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人がいるかは、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が61.8%と最も多く、次いで「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」(34.5%)となっており、比較的、祖父母や親族等に預けられるという回答が多くなっています。

また、「いずれもない」という回答は8.2%あります。

## ■子どもをみてもらえる親族・知人



(回答者:110人)

## ④相談者及び相談できる場所

子育て(教育を含む)をする上で気軽に相談できる人、場所については、86.4%が「いる・ある」と回答しているものの、「いない・ない」という回答も5.5%あります。

## ■相談者及び相談できる場所

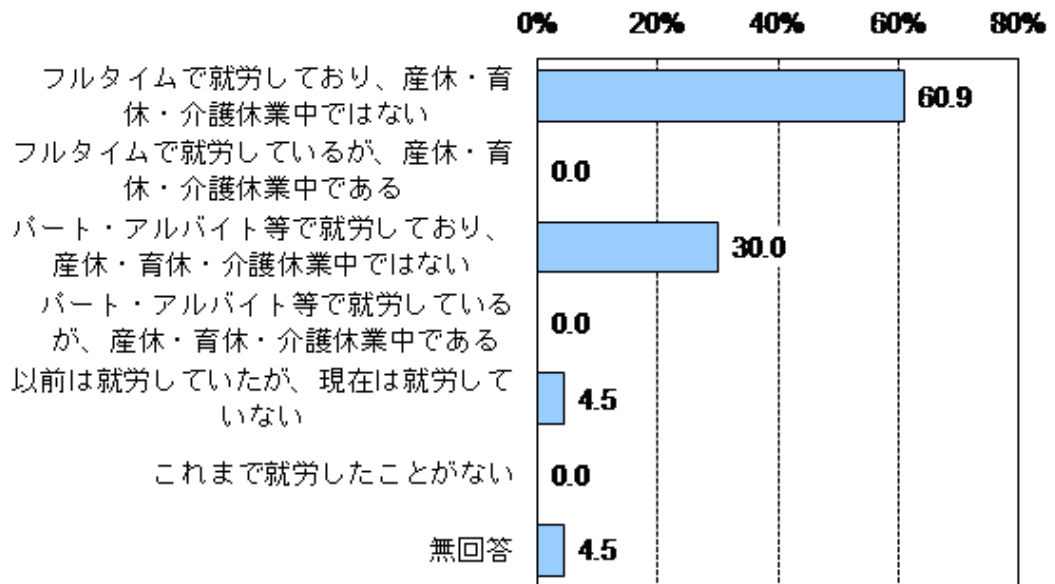


(回答者:110人)

⑤母親の就労状況

母親の現在の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が60.9%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(30.0%)、「以前は就労していたが、現在は就労していない」(4.5%)となっています。

■母親の就労状況

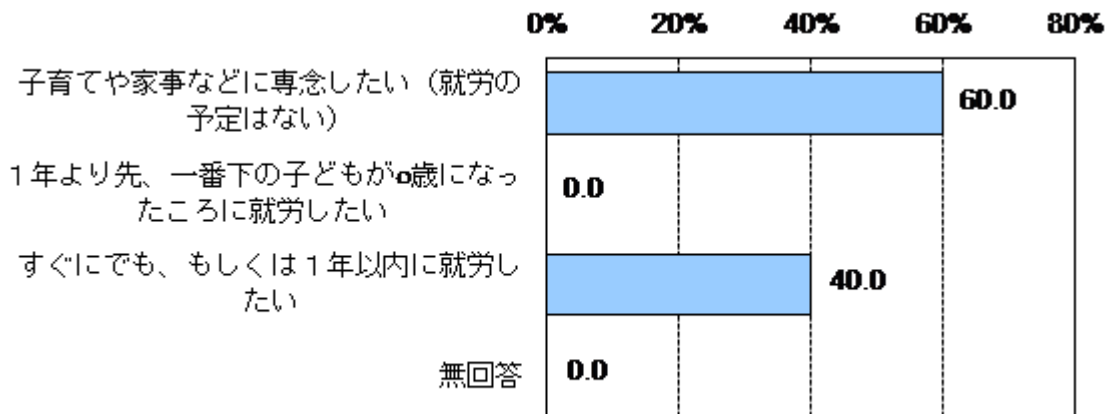


(回答者:110人)

⑥就労希望

現在就労していない母親の今後の就労希望は、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」が60.0%と最も多く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」(40.0%)となっています。

■就労希望

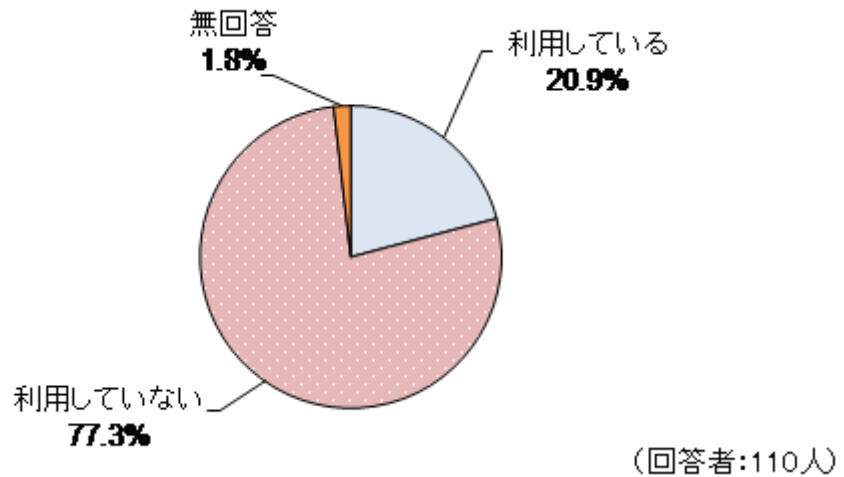


(回答者:5人)

## ⑦放課後児童クラブの利用状況

放課後児童クラブ（りんごっこクラブ）を利用しているかは、20.9%が「利用している」と回答しています。

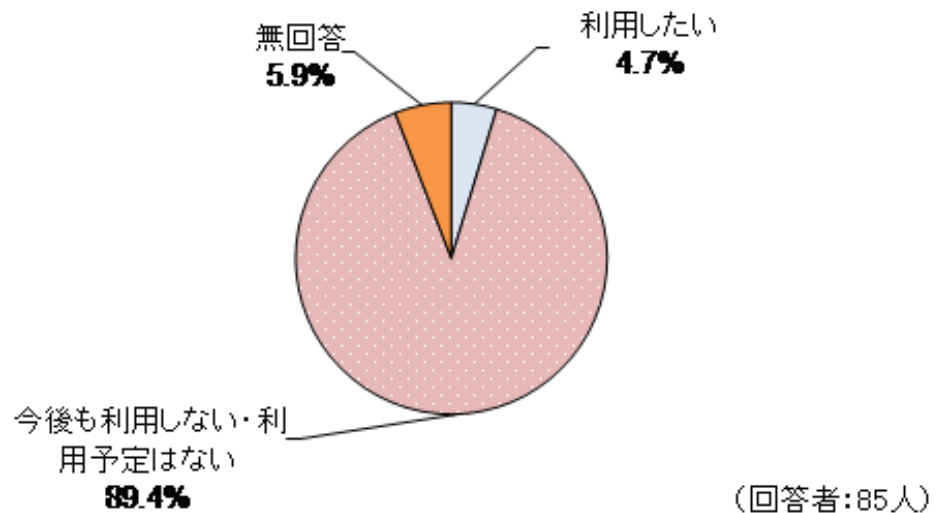
## ■放課後児童クラブの利用状況



## ⑧放課後児童クラブの利用意向

放課後児童クラブを利用していない方の今後の児童クラブの利用意向を尋ねると、4.7%が「利用したい」と回答しています。

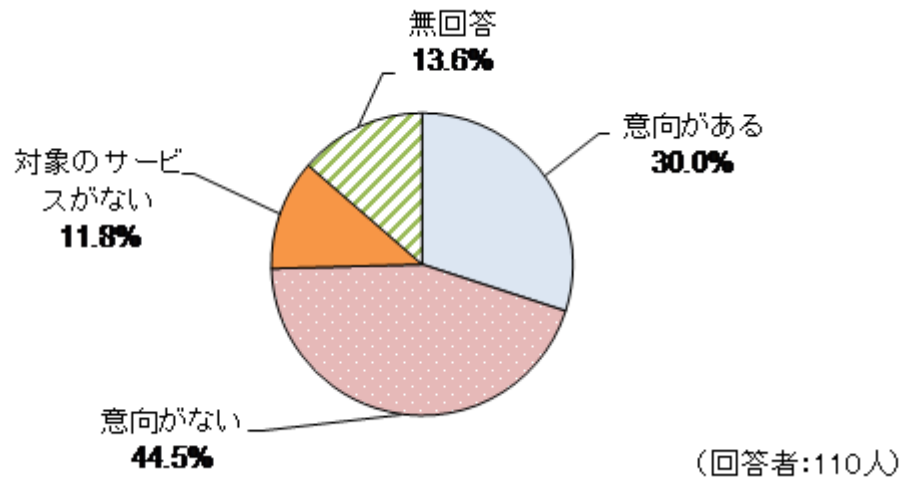
## ■放課後児童クラブの利用意向



## ⑨放課後子ども教室の利用意向

放課後子ども教室の利用意向は、30.0%が「意向がある」と回答しています。

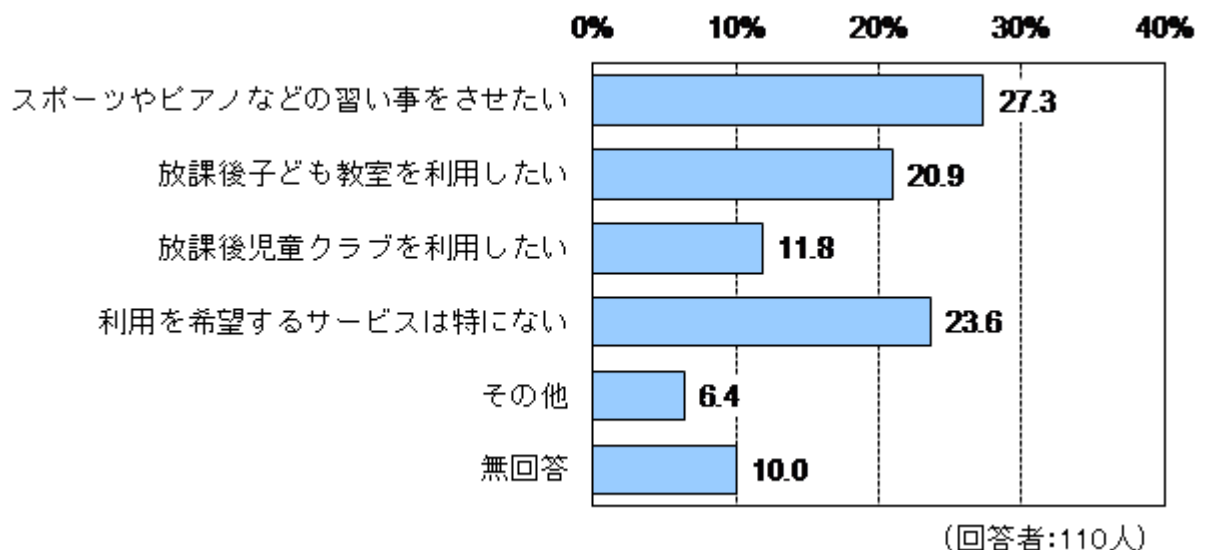
## ■放課後子ども教室の利用意向



## ⑩放課後の過ごし方

小学4年生以降の放課後の過ごし方について尋ねると、「スポーツやピアノなどの習い事をさせたい」が27.3%で最も多く、次いで「利用を希望するサービスは特にない」(23.6%)、「放課後子ども教室を利用したい」(20.9%)となっています。

## ■放課後の過ごし方

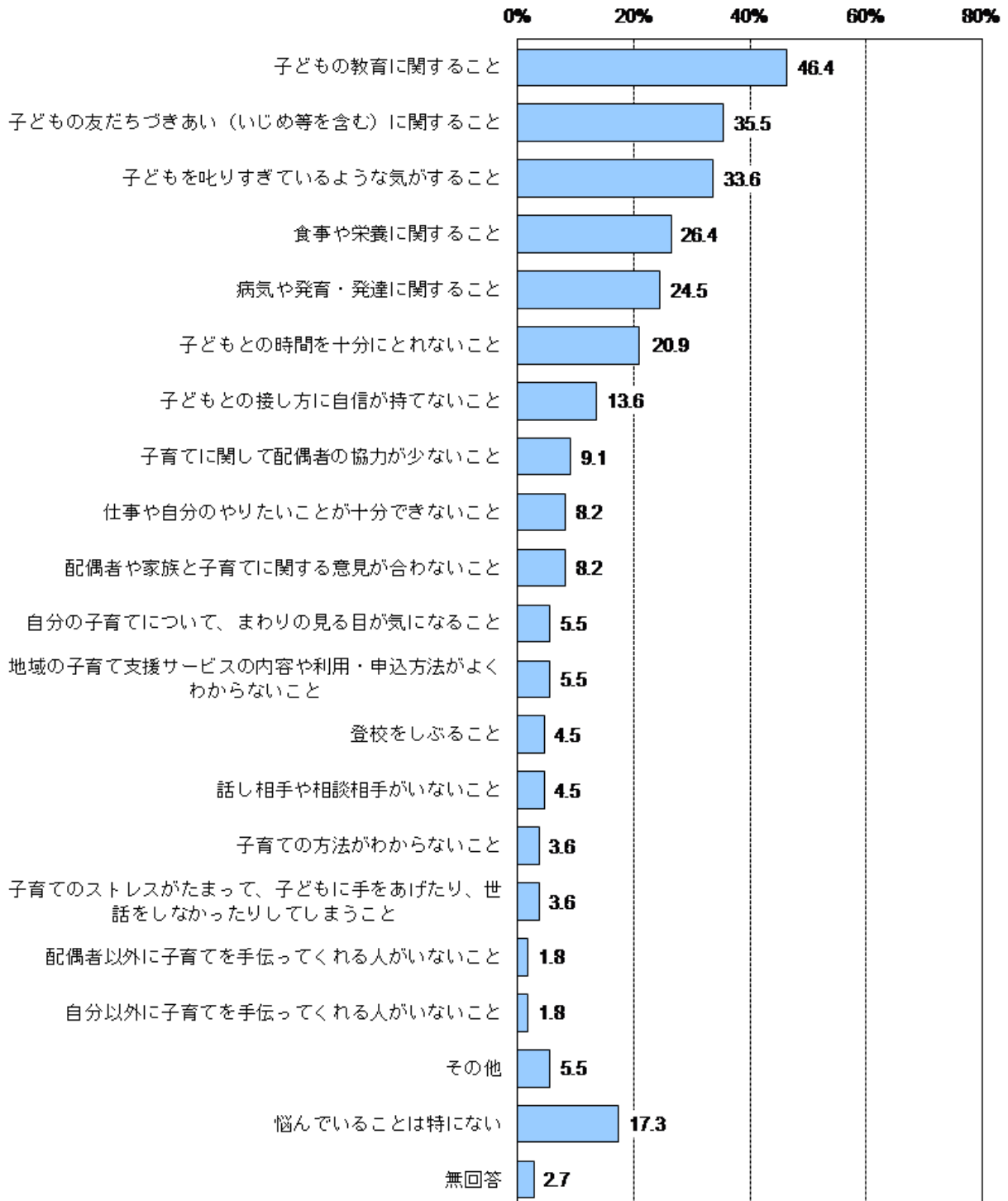




## ⑪子育てに関して、悩んでいること

子育てに関して日頃悩んでいること、気になることは、「子どもの教育に関すること」が46.4%で最も多く、次いで「子どもの友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」(35.5%)、「子どもを叱りすぎているような気がする」(33.6%)、「食事や栄養に関すること」(26.4%)の順となっています。

## ■子育てに関して、悩んでいること

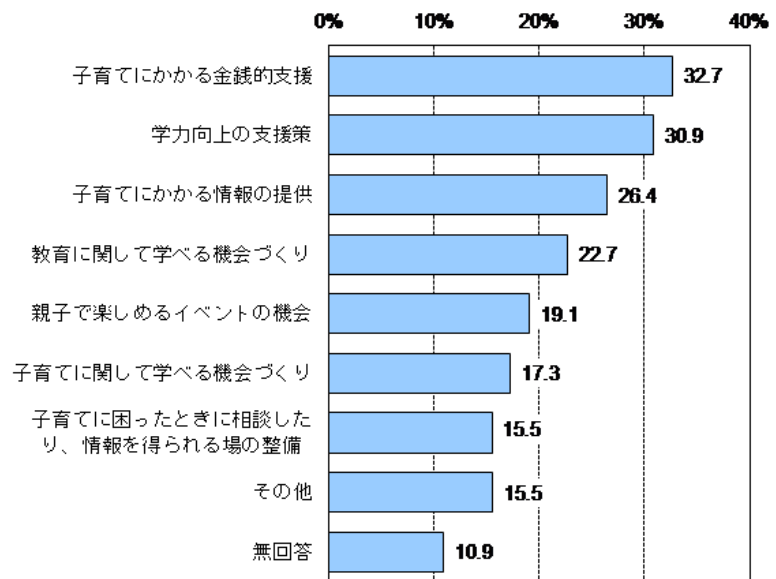


(回答者:110人)

⑫子育て支援について

今後、力を入れるべき子育て支援は、「子育てにかかる金銭的支援」が32.7%で最も多く、次いで「学力向上の支援策」(30.9%)、「子育てにかかる情報の提供」(26.4%)の順となっています。

■子育て支援について

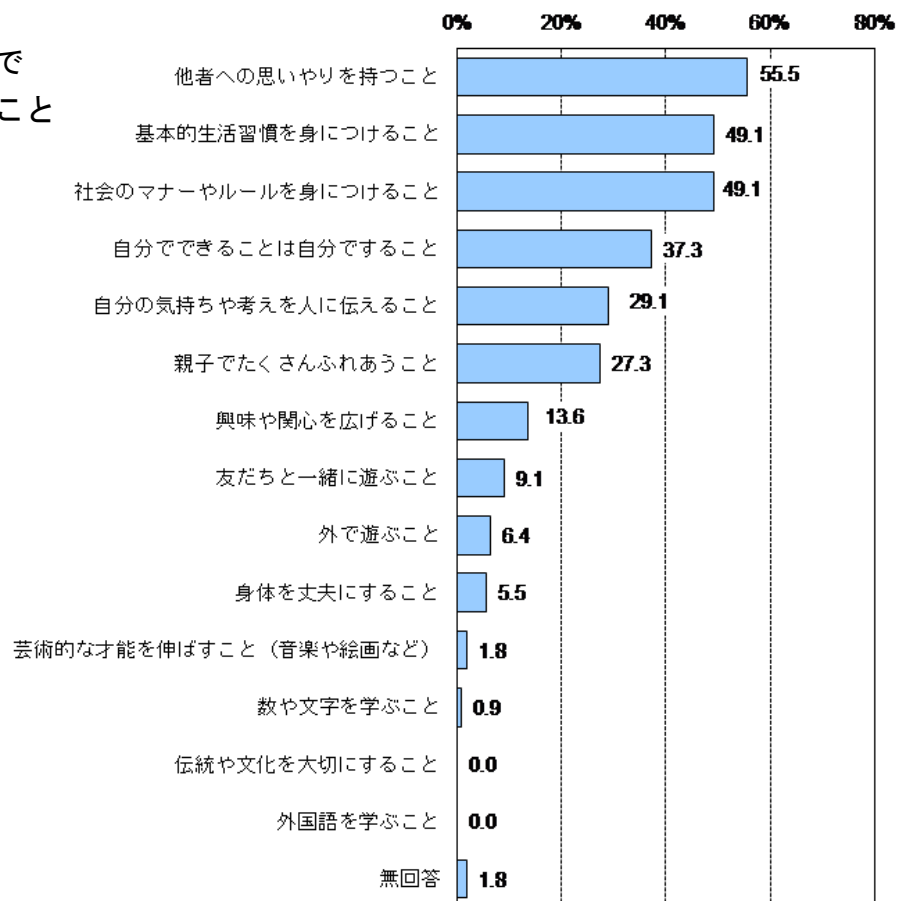


(回答者:110人)

⑬子育てをする上で力を入れていること

子育てをする上で力を入れていることは、「他者への思いやりを持つこと」が55.5%で最も多く、次いで「基本的な生活習慣を身につけること」、「社会のマナーやルールを身につけること」(ともに49.1%)の順となっています。

■子育てをする上で力を入れていること



(回答者:110人)

### (3) 調査結果からの課題

#### ① 育児への不安や負担

- ・子育てを行っている方の、経済的負担軽減が求められています。
- ・育児に関して、相談者がいない方がおり、育児への不安や負担へつながることから現状の把握が必要です。
- ・子育てに関する悩みや育児に関するストレスは、日常的なしつけがエスカレートし虐待につながる場合があることから、早期発見・早期対応など予防対策が必要です。
- ・母子家庭等のひとり親、障がい児をもつ家庭は、家庭生活においても多くの困難を抱えていることが多いことから、孤立化が生じないように、気軽に相談できる場の確保など、きめ細かな支援が必要となります。

#### ② 保育サービス

- ・就労を希望する母親も多く、潜在的な保育サービスに対するニーズもみられることから、就労の妨げになる待機児童が発生しないよう、保育サービスの量的な確保が求められます。
- ・家庭のライフスタイルの多様化、就労形態の多様化などから、保育サービスの量的確保もさることながら、「一時預かり」や「病児・病後児保育」など多様な保育事業の充実が求められています。
- ・小学校低学年では「放課後児童クラブ」へのニーズがあり、保育サービスと同様に、量的確保、多様なニーズへの対応が求められます。

#### ③ 子どもを育む環境

- ・小学校低学年、高学年ともに、「習い事」へのニーズが多く、学習塾や各種教室、スポーツクラブなど、地域で支える子育ての充実が求められます。

#### ④ 情報提供

- ・子育ての孤立感や不安を軽減するために情報提供体制の充実が必要です。
- ・子育て支援サービスには、認知度が比較的低いサービスもあり、サービスの内容を知った上で「必要・不必要」を判断できるよう、サービスの周知を図る必要があります。
- ・子育てに関する情報について、「情報を入手する環境がない」との回答があり、情報提供体制の充実が求められます。

# 第3章 朝日町の子ども・子育て支援

## 第1の柱「子ども」を応援

### 1 子どもをたくましく育む教育環境の充実

#### (1) 教育環境の充実

次世代を担う子どもが社会人、そして、将来の親として必要なことを学び、個々のもつ豊かな感性を伸ばすことができるよう、教育環境を整えていくことが必要です。

また、子どもが心身ともに健やかに成長するためには、社会の変化に対応し、未来を拓く確かな力を持つことが必要です。子どもが自ら社会性を身につけられるよう、豊かな心を育てる体験活動の促進を図るとともに、生活習慣の乱れや肥満の増加などが指摘されている現状に対し、スポーツ環境の充実を図ることも重要です。

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、基本的倫理観や社会的なマナー、自制心、自立心等を育成する上で重要な役割を果たすものです。

それに加えて、子どもを地域社会全体で育てる観点から、学校、家庭及び地域社会との連携の下に教育力を総合的に高めることが必要です。

本町では、先人たちの知恵と努力によって培われてきた生活文化や、これまで築き上げてきたかけがえのない貴重な歴史・文化遺産をはじめ、豊かな自然に恵まれたすばらしい環境を教育の現場でも活用し、町に誇りをもち、たくましく生き抜く人づくりと子どもが生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境の充実を図っていきます。

また、子どもたちが家庭、そして地域の中で様々な経験をとおり、心身ともに健やかに成長していけるよう、家庭・学校・地域が連携し、地域ぐるみで子どもを育てる教育力の向上を図っていきます。

#### 【事業実施に対する考え方】

- 地域の資源・環境を活かした教育・体験型学習を推進します。
- 家庭・地域・学校が協働し、きらりとひかる学校・地域を作ります。
- いのちを尊重し、豊かな心とたくましい体を持つ子どもを育てます。
- 社会の変化に対応し、未来を拓く確かな力を持つ子どもを育てます。
- 安全安心な教育環境づくりを推進します。
- 保育士の研修への参加を促進し、保育の質の向上に努めます。
- 関係機関との連携を強化し、学校・保育園における課題解決の体制づくりを推進します。

## 【実施事業】

主体	実施事業	事業内容	担当
保育園	保育園園外活動の充実	園外活動を増やし、郷土学習を充実します。	保育園、健康福祉課
	家庭、地域の教育力向上「あさひ家庭教育学級」	保育園との連携事業「あさひ家庭教育学級」を実施し、子育てについて学習、相談できる機会を提供します。	教育文化課、保育園
保育園・小・中学校	保育園、小学校、中学校の連携の推進	就学時の不安や課題を持つ保護者に対して教育支援委員会で相談や支援を行います。また、小学校や中学校入学時のスムーズな学校生活への移行対策として、保育園、小学校、中学校間の交流や相互参観などによる連携を図り切れ目のない支援を実施します。	学校、保育園、教育文化課、健康福祉課
	保護者や生徒、児童に対するアンケート調査の実施	食育やしつけなどのアンケート調査を行い、状況を把握し、指導の参考にします。	学校、保育園、教育文化課、健康福祉課
	生活キャンペーンの実施	保育園、小・中学校、PTAと連携して「早寝・早起き・朝ごはん」「テレビ・ゲーム・スマホは控えめに」「毎日手伝い家族の一員」のキャンペーンの展開等、子どもの生活習慣の改善や健全育成運動を実施します。	学校、保育園、教育文化課、健康福祉課、 <u>家庭</u>
小学校・中学校	特色を生かした魅力ある学校づくりの推進	言語力・コミュニケーション力の育成研究校を委嘱し、校内研修の相互交流を行い、授業改善を行います。語学力向上と国際理解を深めるため、外国語指導助手を配置します。	学校、教育文化課
	きめ細かな学習指導	きめ細かな学習指導を行うために学習生活指導員を配置します。	学校 教育文化課
	職員研修の充実	教員の資質向上のための研修、先進地視察、課題に応じた指導の工夫・改善を図ります。	学校 教育文化課
	教育相談活動、いじめ、不登校等への対応	生徒、保護者を対象に、教員による日常の教育相談活動のほか、県と連携しカウンセラーを中学校に週1回程度配置します。希望に応じて、小学生にも対応します。また、月1回程度教育相談日を設け、いじめをはじめとした各種教育の相談にのれる体制を整えています。	学校 教育文化課
	体力、技術向上の支援	小学生の体力向上と参加者同士の交流を目的に、陸上記録会、水泳記録会、スキー記録会等を実施します。また、中学校部活動の技術向上のため、顧問以外の地域住民による外部指導者に指導をお願いします。	学校、教育文化課、 <u>地域</u>
	交流教育の推進	町外児童（宮城県七ヶ浜町など）との交流や、通常学級と特別支援学級間の交流、保育園と小学校との交流、世代間交流等を実施します。	学校、教育文化課
	学校教育施設改善・整備	子どもたちが安心して学べるよう、教育環境の充実を図ります。	教育文化課
	ふるさと学習の推進	地域の方を先生とする総合的な学習や学年行事など、様々な体験学習等の機会をつくり、町民としての自信と誇りを育みます。併せて地域の教育力の向上を図ります。	学校、教育文化課、 <u>地域</u>
	キャリアスタートウィーク事業	中学2年生を対象に3日間の職業体験学習を実施し、町の産業・農業について理解を深めるとともに、働くことの大切さを学びます。	学校、 <u>企業・商店</u> 、 <u>地域</u>

郷土への提言活動	将来を担う中学生が町についての関心を深めるため、中学生による「町への提案会」を実施するとともに、その提言を施策に反映させます。	学校、政策推進課、教育文化課
地域における体験学習の推進 「子ども会」 「公民館」 「地域スポーツクラブ」	自主・自立の心とたくましさ育てるために地域における様々な体験活動を実施します。子ども会活動を通して、地域の大人や上級生と下級生のふれあいの場をつくり、各自の役割と責任感を育てるとともに、子ども会間の交流事業を行います。また、中央公民館、中部、西部、北部の各公民館では、豊かな人間性など「生きる力」を育んだり、地域の魅力を学ぶために、児童・生徒を対象とした体験、交流等の事業を行います。	教育文化課 地域
郷土愛を育む活動の推進 「山形ふるさと塾」 「伝統文化子ども教室」	国と県と連携し、郷土文化の体験、郷土芸能の伝承と子ども達の育成を目的として活動している団体を支援します。 地域の自然環境を活かした、体験型の郷土学習を推進します。	教育文化課 地域
家庭学習の支援	夏休み等のあさひ地域未来塾、受験対策としての英語・数学学習会、英検教室など各種学習会を開催し家庭学習を支援します。	教育文化課
合同修学旅行外国語研修への支援	小学校合同修学旅行での外国語研修にかかる費用を支援します。	教育文化課
中学生海外派遣事業	次世代を担う中学生を海外に派遣し、異文化との交流や体験を通して、豊かな国際感覚を身につけた積極的に未来を創造する人材を育てます。	教育文化課
体育関係団体の育成	町内体育施設や小中学校施設(体育館・校庭)を開放し、スポーツ振興の場を提供します。また、競技力の向上等を図るため、全国大会、国際大会に出場する個人及び団体に対し、激励金を交付します。	教育文化課
中学生・高校生の社会参加活動	交流ふれあいを目的に、中学生や高校生による福祉施設等へのボランティアなど、社会参加活動機会の充実をはかります。 また、中学生「きらり」高校生「JOKER」のサークル会員を増やし、社会参加活動を呼びかけ、ボランティアの醸成を促します。	教育文化課
学校図書館の充実	子どもの学びを豊かにする学校図書館の充実のため、読書活動推進員を配置し、新刊図書を受入増を図ります。	学校、教育文化課
コミュニティスクールを核とした学校・家庭・住民等の相互連携協力	家庭・地域・学校が協働し、きらりとひかる学校・地域づくりを推進します。	教育文化課

## 2 子どもを健やかに育む環境の整備

### (1) 食育・読育の推進

「食育」とは、食を通して人間として生きる力を育むことです。近年の食生活において問題にされている朝食欠食、偏食等の食習慣の乱れは、子どもの心と体の健康問題に大きく関係しています。

本町では、乳幼児期から正しい食事の摂り方や望ましい食習慣を身につけさせ、健康な体を育成するとともに、食を通じた豊かな人間性の育成や、家族と囲む食卓を推進することによって心身の健全な育成を図ってきました。引き続き、食習慣の形成時期である乳幼児期から、正しい食教育を受けたり、さまざまな食体験を通じ、食に関する知識と食を選択する力を習得し、「食事の自己管理能力」を養っていきます。

「読育」とは、読書を通じて心豊かな子どもを育てようとするものです。インターネットやテレビゲーム等により近年は読書離れがクローズアップされています。読書は、物事を多面的に見ることが出来るようになる、知識が増える（知性が芽生える）、想像力が鍛えられる等、人間性の育成に大切な効果があります。読書離れが進むと「日本語の乱れ」や「考える力の減退」といったことも起こってきます。

本町では、読書離れをくい止めるため、人間性が育成される乳幼児期から、読書を通じて「心の栄養」を育てていきます。

#### 【事業実施に対する考え方】

- 食生活をはじめとする正しいライフスタイルの確立を推進します。
- 子どもの健全な食生活の実現と読育による心身の成長を図るため、発達段階に応じた食育・読育を推進します。
- 実際に食材に触れる体験、給食などを通じて、子どもが食事のマナーを学び、食を楽しむ気持ち、食べ物を大切に作る心が育まれる活動の強化に努めます。

## 【実施事業】

区分	実施事業	事業内容	担当
食育	食育指導・啓発 「もぐもぐ相談」ほか	離乳期からの食事指導、中高校生へのダイエットの危険性についての指導等、年齢に応じた食育指導・啓発を行います。	学校、保育園、教育文化課、健康福祉課、 <u>家庭</u>
	食に対する学習機会の提供 「親子料理教室」ほか	農業体験や調理実習などを通して、生産者に対する感謝の心や食べることの楽しさを育む機会を提供します。	学校、保育園、教育文化課、健康福祉課、農林振興課、 <u>地域</u>
	地域の食文化の伝承	管理栄養士や食生活改善推進員を中心に啓発活動を実施し、地域の食文化を伝承する取り組みを進めます。	学校、保育園、教育文化課、健康福祉課、農林振興課、 <u>地域</u> <u>食生活改善推進協議会</u>
	保育園での食育活動	園庭の畑で野菜を育てることにより、食べることの関心と楽しさを体験する機会の提供と、食への関心を高める取り組みを行います。	保育園、健康福祉課
	安全安心な食品の提供	保育園や学校の給食に地元の食材を使用する地産地消を推進し、子どもたちに安全安心な食物を提供します。	学校、保育園、教育文化課、健康福祉課、農林振興課、 <u>地域</u>
読育	ブックスタート	もぐもぐ相談（6～8か月）、1歳6か月、3歳児健診の折りに絵本をプレゼントし「抱っこ」のあたたかさのなかで、絵本を開き、子どもに語りかけることによって、子どもとスキンシップを図ります。	子育て支援センター、保育園、健康福祉課、図書館
	子どもの学びを豊かにする学校図書館の充実	子どもの読みを広げ深める授業や、各教科・総合的な学習の時間における調べ学習などを通して、一人一人が自主的に読書活動に取り組むことができるよう、学校図書館の学習センターとしての機能の充実を図るため、読書活動推進員を配置します。	学校、教育文化課
	お話会	本や民話に親しみ、感性を豊かにし、本とのふれあいを図るため読み聞かせを実施します。	子育て支援センター、図書館、教育文化課、健康福祉課、 <u>家庭</u>
	図書館まつり	図書館まつりを開催し、本とふれあう機会を増やします。	図書館、教育文化課、 <u>家庭</u>
	保育園・学校図書貸出し	保育園・学校図書の貸し出しを推進します。	保育園、小学校教育文化課、健康福祉課、 <u>家庭</u>



### 3 次世代の親の育成

#### (1) 次代の親の育成

将来親となる世代が人への関心や共感を高めていくためには、子どもの頃から赤ちゃんや年下の子どものとの出会い、ふれあう機会をもつことは大変重要です。しかし、少子高齢化・核家族化の進展とともに、身近に赤ちゃんが少なくなったため、乳幼児に接する機会がないまま、親になる世代が増えています。

このことから、小・中学生等が、子どもを育てる喜びや大切さ、親の役割や家庭の大切さを理解できるよう、乳幼児とふれあう機会を提供することが求められています。また、乳幼児にとっても、地域の小・中学生等との交流は、貴重で豊かな体験となります。子育ての楽しさや子どもを産み育てることの意義、男女が協力して家庭を築くことの大切さを啓発していくことが必要です。

思春期は、次代の親となるための礎となる大変重要な時期ですが、一生のうちでも身体面、精神面の発達や変化が著しい時期であり、思春期の体や心の問題が、生涯の健康に影響するとも言われています。

また、成長過程にある思春期は、大人と子どもの両面を持つ時期であり、保護者をはじめとして周囲の人たちが、思春期の特性を十分理解して、子どもたちに接することが必要です。

#### 【事業実施に対する考え方】

- 生活・福祉などの学習や体験活動を通じて心身ともにたくましい子どもを育てます。
- 親も子ども生き方を学び、子どもを産み育てる意義や大切さを理解します。
- 子どもや家庭を持つことの大切さを伝える機会を作ります。

## 【実施事業】

実施事業	事業内容	担当
思春期・青年期の保健教育の推進	中学生や保護者を対象に、避妊や性感染症、薬物、飲酒、喫煙などの正しい知識を普及啓発するために講習会等を実施します。	学校、教育文化課、健康福祉課
思春期講座 (子育て支援センター事業)	将来の子どもを産み育てる中学生を対象に、赤ちゃんとの触れ合い体験を通し命の大切さについて学んだり健康づくりについて学べる講座を開催します。	子育て支援センター、教育文化課、健康福祉課
親としての自覚確立のための学習機会の提供	小・中学生が保育園児や乳幼児と触れ合う機会を設け、いのちの大切さを学びます。また、妊娠前からの健康づくりの必要性や子どもを産み育てる意義や大切さを学ぶ機会を年齢に応じて提供します。	学校、保育園、教育文化課、健康福祉課
青少年育成の推進	青少年の健全育成のための各種事業への企画や運営協力等、地域住民の参画によりその推進を図ります。地域住民、学校、関係機関の参画により、青少年の非行防止と健全育成を図るため、長期休み期間の街頭指導等を実施します。町民の総意を結集し次代を担う青少年の健全育成を図ります。(青少年健全育成町民大会等の実施。)	教育文化課

## 第2の柱「子育て」を応援

### 4 親と子の健康の確保と増進

#### (1) 母子保健事業の推進

本町では、子どもを安心して産み、健やかに育てるために、妊産婦に対する様々な教育や相談の場を提供しています。今後も、保健、医療、福祉、教育の各分野間で連携を図り、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通して母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、家庭訪問等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実が重要となります。

また、親の育児不安の解消等を図るため、乳幼児健診の場を活用し、子どもの事故予防のための安全対策なども含めて、親への相談指導等を実施するほか、子どもへの虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期からの継続した母子保健事業の推進が必要です。そのためには、相談を受けた保健師や栄養士が、妊婦や母親の相談内容を聞き取り、わかりやすい説明ができるような対応能力やカウンセリング技術が求められていることから、保健師や栄養士の資質の向上が不可欠となります。

#### 【事業実施に対する考え方】

- 心身ともに健康で妊娠・出産ができるよう、妊婦に対する医学的管理の充実や子育ての環境づくりと、個人の発育発達に合わせた育児支援を推進します。
- 妊娠や出産、育児に対する不安や悩みを解消し、負担感を軽減するために相談窓口の連携強化を図り、効果的に対応する体制を整えます。
- 保健師・管理栄養士・保育士・子育て支援員の研修を充実させ、資質の向上を図ります。
- 助産師の資格を持つ母子保健コーディネーターや保健師が、妊娠期から乳幼児期まで切れ目のない支援を行う体制を強化します。
- 母子健康手帳交付時から、母子保健コーディネーターや保健師との関係性が築けるようにし、特に支援が必要な妊婦については福祉部門と支援プランの共有を図ります。

## 【実施事業】

実施事業	事業内容	担当
不妊相談	不妊に悩む夫婦に対して、妊娠や不妊治療等の情報を提供します。	健康福祉課
不妊治療費助成	不妊で悩んでいる方へ不妊治療費を助成します。	健康福祉課
母子健康手帳の交付	母子の健康の確保のために、母子保健法に基づき手帳の交付と知識の普及を行います。	健康福祉課
マタニティー相談	妊娠中の過ごし方、妊婦栄養指導、相談、仲間づくり、母乳栄養などの相談を受け、個別の支援を行います。	健康福祉課
妊婦健康診査助成	妊娠期の母体の健康を確保するために、14回分の費用を助成します。	健康福祉課
母子保健指導	妊婦や子どもの病気予防や不安に思っていることなどに対し、保健指導を行います。	健康福祉課
養育支援訪問	妊娠期からの継続的な支援を必要とする家庭や、出産後間もない時期の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態等子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭、在住外国人の家庭などについて支援を強化します。	健康福祉課
乳児家庭全戸訪問 「こんにちは赤ちゃん事業」	すべての乳児のいる家庭に保健師が訪問します。子育てに関する情報を提供するとともに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言や援助を行います。	健康福祉課
新生児訪問	切れ目のない支援や、より専門的な育児の悩みについて対応するため、助産師資格を持つ母子保健コーディネーターが新生児（おおむね産後1カ月以内）のいる家庭に訪問します。	健康福祉課
乳幼児健康診査の実施 「すくすく健診」 「あさひっこ健診」	子どもの成長・発達状況の確認と病気の早期発見のため生後4カ月児・10カ月児・1歳6カ月児・3歳児の健康診査を行い、その結果に応じて子育て相談や、病気が見つかった場合は医療機関の紹介を行います。	健康福祉課
虫歯予防の推進	虫歯予防のためのブラッシング指導やフッ素塗布、洗口を行います。	健康福祉課、 保育園
育児教室・離乳食相談 「もぐもぐ相談」	6～8カ月児を対象に、離乳食を試食しながら離乳食の進め方を管理栄養士が指導します。	健康福祉課
母子保健に関する情報の提供と相談	「各種保健事業の日程」「休日当番医」を全戸に配布するほか、広報紙やホームページやチラシにより母子保健に関するサービス実施の周知を図るとともに、相談に応じます。	健康福祉課、 子育て支援センター
職員研修の充実	保健師・管理栄養士が積極的に研修会に参加し、専門知識の習得と自己研鑽に努めます。	健康福祉課

## (2) 小児医療の充実

少子化が急速に進む中、子どもの健やかな成長を支援するとともに、安心して子どもを産み、健やかに育てることのできる環境づくりのためには、小児医療体制の確立は欠くことのできな

いものです。

また、子どもは、急な体調の変化や突然のけがなど、救急の対応が必要な場合が多く起こります。これに対応するため、休日や夜間の救急医療の整備及び充実が必要になります。

本町においては、町外の医療機関に多くを依存せざるを得ない現状にあることから、広域的な視点から、小児医療の提供についての仕組みづくりを講じる必要があります。

### 【事業実施に対する考え方】

- 子どもを抱える保護者が安心して医療機関を受診できる体制を整えます。
- 病児・病後児保育の利用について、広域の利用を含め検討します。

## 【実施事業】

実施事業	事業内容	担当
かかりつけ医の促進	チラシ等を作成し、健診時等でかかりつけ医の啓発を行います。	健康福祉課
山形県緊急電話相談の周知強化	緊急時の相談窓口として、緊急電話相談の周知を図ります。	健康福祉課
小児救急講座の開催	子どもの病気やケガに対する応急処置を学ぶことにより、安心して子育てできるように支援します。	健康福祉課
小児救急医療体制の整備	子どもが安心して医療サービスを受けられるよう小児救急医療体制の仕組みづくりと周知を図ります。	町立病院、健康福祉課
保育園内の医療体制の充実	あさひ保育園に常勤の看護師を配置し、体調不良児の保育及び園児の健康管理と指導を行います。また、嘱託医による内科・歯科・耳鼻科健診を実施します。	保育園、健康福祉課
学校内の医療体制の充実	嘱託医による内科・歯科・耳鼻科健診を実施します。定期健康診断を基に、養護教諭を中心に治癒勧告や健康相談を実施します。	学校、教育文化課
事故防止の啓発	健診時にパンフレットを配布するなどして乳幼児等の事故防止についての意識啓発を行っていきます。	健康福祉課
応急手当の普及啓発	公共施設へのAED設置促進、心肺蘇生講習会を行い、応急手当についての知識と技術の普及啓発を図ります。	健康福祉課、総務課
病児・病後児保育	保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際または病気の回復期であり、集団保育が困難な場合に一時的に児童を預かる病児・病後児保育事業の利用料金の補助を検討します。	保育園、健康福祉課

## 5 子育て家庭に対する支援

### (1) 保育サービスの充実

昨今、家庭の就労形態が多様化し、保育時間や保育形態などに対する保育需要が高まっています。子どもの健全な成長、幸せを第一に考えるとともに、保護者が仕事と生活を両立できるワーク・ライフ・バランスを可能にする保育サービスの検討が重要となります。

本町では、これまでも、保育サービスの充実に努め、恒常的な入所待機児童は発生していませんが、特に3歳児未満の保育所入所希望が増えており、こうしたニーズに対応する保育サービスの検討が必要です。

また、サービスの量的確保もさることながら、保育施設には、子どもを安心して預けられる施設であることが求められています。サービスの質的向上を図るため、保育士の研修や施設環境の整備改善が必要になります。

#### 【事業実施に対する考え方】

- 子育ての第一義的責任は家庭であることを前提として、家庭の状況に応じたニーズに対応できるよう、保育サービスの充実を図ります。
- 子育て家庭の需要を把握・検討しながら、待機児童が発生しないよう、保育の量の見込みを算出し体制を整えます。
- 安心・安全な保育環境の中で、健やかな身体と豊かな人間性を育むため、家庭・地域・子育て支援センター・小学校との連携を深め、地域に根差した保育園運営を目指します。
- 質の高い保育サービスを提供するために、保育士・子育て支援員の研修を充実させ、職員の資質向上を図ります。

## 【実施事業】

実施事業	事業内容	担当
乳児保育	生後6か月以上の乳児を対象に実施。年度途中の入園に対応するため、保育士等の配置など受け入れ体制を整え乳児保育の充実を図ります。	保育園、健康福祉課
3歳未満児保育	3歳未満児保育への要望に対応するため、必要に応じ定員の見直しを行います。	保育園、健康福祉課
早朝・延長保育	核家族・共働き家庭等の諸事情のある家庭や地域の実態を考慮し、保護者側の事情に合わせた保育（早朝7:00～延長～19:00）を実施します。	保育園、健康福祉課
一時保育	保育園に入園していない児童で、保護者の傷病・入院等により一時的に保育が必要な児童を対象に保育（週3日、月14日以内）を実施します。	保育園、健康福祉課
短期保育	保育園に入園していない児童で、保護者の傷病・入院等により緊急かつ短期的に保育が必要な児童を対象に保育（1か月単位、最長2か月まで。年2回限度）を実施します。	保育園、健康福祉課
保育サービス評価の実施	サービスの向上や保育内容の質的向上、保育サービスの需要調査を目的に、保育行政について評価する第三者委員会を設置します。	保育園、健康福祉課
職員研修の充実	保育士・子育て支援員が積極的に研修会に参加し、専門知識の習得と自己研鑽に努めます。	保育園、子育て支援センター、健康福祉課
ファミリーサポート事業（子育て支援センター事業）	保護者が病気、出産、看病、事故、災害、冠婚葬祭等で養育が困難となった場合に、一時的に会員の自宅・子育て支援センターで預かるファミリーサポート事業を実施及び事業の周知の強化を図ります。協力会員の拡充を図るとともに資質向上のための研修会を継続的に実施します。	子育て支援センター、健康福祉課、 <span style="border: 1px solid black;">地域</span>
保育に関する情報の提供と相談	広報紙、ホームページやチラシ等によりサービス実施の周知を図るとともに、相談に応じます。	保育園、子育て支援センター、健康福祉課
子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	幼児教育・保育の無償化に伴う子ども・子育て支援法の改正により、新たに追加された子育てのための施設等利用給付制度について、対象者に十分な周知を行い、適切な給付を行います。	健康福祉課



## (2) 児童の居場所づくり

子どもには、子ども同士のふれあいや大人との人間関係の中で、それぞれの発達段階に応じた経験・体験が必要であり、それによって愛情や信頼感、思いやる心が育まれます。しかし、遊び場や遊ぶ機会の減少などから、子どもが自由に遊ぶことのできる時間が減少しています。子どもたちが地域の中で自由に遊び、安全に過ごせる場の創造、様々な体験ができる機会を提供する必要があります。

本町においても、地域における児童数の減少により同地域・同世代の仲間と一緒に遊ぶ機会の減少と遊び場の確保が課題となっています。

児童の放課後の居場所については、核家族化、就労形態の多様化等により放課後こども教室、放課後児童クラブへの需要が高まっています。

子どもの遊び場や居場所づくりの検討を進め、地域住民の経験や知識などを積極的に活用し、子育てを支える体制を整備し、子どもたちが学習や遊びなどの活動しやすい環境を整えることが必要です。

### 【事業実施に対する考え方】

- 家庭・学校・地域との連携を深め、子どもたちが安全に安心して過ごせる環境を整えます。
- 地域で活躍する指導員及びボランティアの研修を充実させ、資質の向上を図ります。
- 放課後子ども教室と放課後児童クラブが連携して、子どもの居場所づくりを行います。

## 【実施事業】

実施事業	事業内容	担当
放課後子ども教室	<p>小学校児童の遊びを通じた自主性、子ども同士の触れ合う時間を持つことの大切さから、安全・安心な子どもの活動拠点を設け、地域住民等による見守りや体験活動を推進します。</p> <p>町内全学区で放課後こども教室を実施しています。</p> <p>放課後子ども教室と放課後児童クラブが連携して事業を実施していきます。</p>	学校、教育文化課、 <span style="border: 1px solid black;">地域</span>
放課後児童クラブ「りんごっこクラブ」	<p>保護者の就労等により日中保育できない家庭の児童（小学校6年生まで）を対象に、放課後及び学校休業日における安全な生活の場を提供します。</p> <p>障がいを持つ子どもの受け入れについても検討します。</p> <p>放課後子ども教室と放課後児童クラブが連携して事業を実施していきます。</p>	放課後児童クラブ、健康福祉課
スポーツ少年団活動	<p>スポーツ少年団活動の支援、スポーツ少年団間の交流や情報交換、指導者育成支援などを行います。</p>	<span style="border: 1px solid black;">スポーツ少年団</span> 、教育文化課、 <span style="border: 1px solid black;">地域</span>
子どもの遊び場や公園の管理・整備	<p>身近な地域での遊び場を確保するため、地域住民の協力を得ながら、公園の管理・整備に努めるとともに定期的に点検を行います。</p>	政策推進課、建設水道課、農林振興課、教育文化課、健康福祉課、 <span style="border: 1px solid black;">地域</span>
遊び教室の開催	<p>世代の仲間といっしょに遊ぶ機会の減少等により遊び方を知らない子ども達が増えている状況を踏まえ、遊びを指導できる人材の確保と事業の展開を図ります。</p>	政策推進課、建設水道課、農林振興課、教育文化課、健康福祉課、 <span style="border: 1px solid black;">地域</span>
放課後子ども教室・児童クラブ関係者研修会等の参加機会の充実	<p>放課後子ども教室や放課後児童クラブの関係者が積極的に研修会に参加し、専門知識の習得と自己研鑽に努められるよう、参加機会の充実を図ります。</p>	放課後子ども教室及び児童クラブ、健康福祉課、教育文化課

### (3) 子育て家庭への経済的支援

子どもを育てる家庭は若い世代である場合が多く、収入も限られており、家計に占める子育て費用の割合は大きくなっています。

本町では、子育て家庭を支援するため、子育て支援医療費の助成、児童手当の支給など様々な制度により子育てにかかる経済的負担の軽減対策を講じてきましたが、引き続き子育てに関する経済的支援を行っていく必要があります。

#### 【事業実施に対する考え方】

- 高校生までの医療費完全無料化等を実施し、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。
- 保育園を利用する子どもの副食費の無償化を実施し、負担の軽減を図ります。

#### 【実施事業】

時期	実施事業	事業内容	担当
出産期・乳幼児期	出産育児一時金の支給	各種健康保険の被保険者が出産をした時に、出産育児一時金を支給します。出産費用に係る分を保険者から直接医療機関等に支払うこともできます。(出産育児一時金直接支払制度)	健康福祉課 各保険者
	未熟児養育医療制度	入院の必要がある未熟児が、指定の医療機関で入院・治療を受ける場合、医療費を助成します。	健康福祉課
	すこやか出産祝品	お子さんの誕生を祝して、町より祝品を贈呈します。町内事業所の協力により作成したギフトカタログの中から好きな商品を選んでいただけます。	健康福祉課
	任意予防接種助成 (ロタウイルス、おたふくかぜ)	ロタウイルス予防接種(1価:生後6~24週未満まで対象、5価:生後6~32週未満まで対象)、おたふくかぜ(満1歳から6歳までの未就学児を対象)に、予防接種費用を助成します。	健康福祉課
保育園	副食費の無償化	あさひ保育園を利用する全ての子どもの副食費を無償化します。また、朝日町から教育・保育給付認定を受け、町外教育・保育施設等を利用する子どもの副食費を補助します。	健康福祉課
	土曜保育の給食実施	土曜保育においても、給食を実施します。	保育園、健康福祉課
	保育園通園バス無料化	保育園の通園バス利用料金無料を継続し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	保育園、健康福祉課
	保育園延長保育料軽減	保育園の早朝保育7時から8時及び16時から18時までの延長保育について無料化します。	保育園、健康福祉課

小・中学校期	通学の支援	山形直行バスの運行、バス定期券補助、特別支援学校通学助成等、通学に対する支援を行います。	政策推進課、教育文化課
	教育費の軽減	経済的な理由により、小・中学校に通うことが困難な児童・生徒の保護者に対して就学援助費を支給します。	教育文化課
	スポーツ大会等出場選手激励金の交付	競技力の向上等を図るため、全国大会・国際大会に出場する個人および団体に対して激励金を交付します。	教育文化課
	奨学金の貸付	高等学校・大学・各種学校などへ在学、進学の際、希望の学資の支弁が困難な方を対象に奨学金の貸付を行います。	教育文化課
	貸付制度に関する情報提供と相談	交通遺児貸付制度、母子父子寡婦福祉資金制度、奨学金貸付制度等の周知を図るとともに、相談に応じます。	総務課、健康福祉課、教育文化課
全年齢	子育て支援医療費助成	0歳から高校生までを対象とし、医療費負担の助成（完全無料化）を行います。	健康福祉課
	児童手当支給	次世代を担う子どもの育ちを社会全体で支えるため、中学校修了前の全児童を対象に児童手当を支給します。	健康福祉課
	子育て応援パスポート事業	妊婦又は18歳までの子どもを持つ家庭に対して、協賛する企業や店舗等による商品購入額割引等のサービス等を提供し、子育てを応援します。	総合産業課、健康福祉課、 <u>企業・商店</u>
	インフルエンザ予防接種費用補助	18歳以下の子どもを対象に、インフルエンザ予防接種費用を助成します。	健康福祉課
	子育て短期支援事業	社会的擁護施策の子育て短期支援事業所の確保に努めます。	健康福祉課

## 6 支援を要する家庭への支援

### (1) ひとり親家庭への支援

離婚の増加等により、ひとり親家庭が増加傾向にあります。

特に母子家庭については子育てをする上で経済的に不安定な状態であり、身近に相談相手がないなど、家庭生活においても多くの困難を抱えている場合があります。

本町においても、離婚等により本町の実家に戻るケースが増加傾向にあります。ひとり親家庭の子どもの健全な育成を図るため、相談や情報提供をはじめきめ細かな福祉サービスの展開と経済的支援を行っていきます。

また、県や関係機関と連携しながら、母子家庭等に対する相談体制の充実や施策・取り組みについての情報提供を充実し、ひとり親家庭を地域や社会全体で支援していくことが必要となります。

#### 【事業実施に対する考え方】

○相談や情報提供・手当の支給等の支援により、子どもの福祉向上とひとり親家庭の生活の安定と自立を図ります。

#### 【実施事業】

実施事業	事業内容	担当
母子父子寡婦福祉資金貸付	母子家庭・父子家庭及び寡婦等を対象に生活資金等の貸付を行います。	健康福祉課
ひとり親家庭等医療費助成	18歳までの児童がいる母子家庭・父子家庭及び父母のいない児童を対象とし、医療費の助成を行います。	健康福祉課
児童扶養手当支給	18歳までの児童を養育している母子家庭の母や父子家庭の父、父母に代わって児童を養育している人に手当を支給します。	健康福祉課
就労支援	母子家庭の母が自立のために資格や技能を習得する場 合に支援します。	健康福祉課、総合産業課、 <u>商工会</u> 、 <u>企業・商店</u>
子育て生活支援	ひとり親家庭で一時的に援助が必要な場合、子育て生活支援員を派遣します。	健康福祉課
ひとり親家庭学習支援	ひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援教室を開催し、学習指導を行います。	健康福祉課
ひとり親家庭に関する情報の提供と相談	児童扶養手当等各種制度の周知の徹底を図るとともに、ひとり親家庭に関する相談に応じます。	健康福祉課

## (2) 障がい児をもつ家庭への支援

ノーマライゼーションの理念を踏まえ、障がいのある人とない人との「共生社会」を築き上げるため、幼少時からともに学び、ともに育つ教育に取り組むとともに、障がいに対する正しい理解と認識を深める啓発を行うことが重要です。

また、障がいの原因となる疾病の早期発見や事故の予防には、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校の健康診断が大きな役割を果たします。妊婦及び乳幼児の健康診査、学校の健康診断の充実を図り、発達の遅れや障がいの早期発見ができる体制づくりが重要になります。特に最近では、発達障がいや医療的ケアを必要とするなど多様な障がいを持つ方々への支援の要請も高まりつつあり、保健・医療・福祉の連携による支援体制の充実が必要です。

また、障がいの重度・重複化、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、自閉症スペクトラム等への対応など、障がい児教育をめぐる状況が大きく変化している中で、障害のある子どもたち一人ひとりが自らの能力を最大限発揮し自己実現が図られるよう、ライフステージに応じて支援が必要となります。

障がい児一人ひとりが、成長後も社会の一員として、主体性を発揮し、生きがいのある生活が送れるよう、それぞれの障がいの状況に応じた適切な療育及び教育を充実し、社会全体で障がい児に対する健やかな育成に取り組む必要があります。

さらに、障がい者の家族が抱える不安や疑問を解決できるサービスの周知や専門的な医療・障がいの相談体制の充実が求められています。

### 【事業実施に対する考え方】

- 医療機関や関係機関との連携を強化し、障がいの早期発見・早期対応に努めます。
- 一人ひとりの子どもの特性に応じて、ライフステージにあわせた一貫した支援を進めます。
- 相談や情報提供・手当の支給等の支援により、子どもの福祉向上と保護者の養育支援を行います。

## 【実施事業】

実施事業	事業内容	担当
発達障がい児の早期発見のための連絡会議	保育園児を対象に総合的な相談を行い、関わり方についての相談や連絡を実施します。	健康福祉課、教育文化課
学校教育における支援	心身障がいを有する児童・生徒の適正な就学を促進します。「ことばの教室」による早期訓練等を行い、小学生や言語障がい児の通級を促進し、障がいの程度に応じた教育の充実を図ります。通常学級と特殊学級間の交流を図ります。県立特別支援学校の教諭や県立療育センターの相談支援員による巡回指導を継続的に実施します。	学校、保育園、教育文化課
学校教育施設の改善・整備	学校教育施設をスロープ・手すり等を設置し、障がい者用施設整備を図ります。	学校、教育文化課
障害者手帳の交付	身体・知的・精神に障がいのある方に対し手帳を交付します。	健康福祉課
補装具等の給付	身体障がいにかかる日常動作を補うための補装具の給付を行います。	健康福祉課
福祉サービスの充実	療育を必要とする児童が日常生活における基本的動作や集団生活への適応訓練指導等を受けられる、障害児通所支援等の福祉サービスの充実に努めます。また、ニーズの高まりを考慮し利用しやすいサービス提供体制の構築を図っていきます。	健康福祉課
地域生活支援事業	在宅の障がい児に対し、日常生活の能率の向上と便宜を図るための用具の給付、社会参加を促すための移動支援、保護者の介護負担軽減のための日中一時支援などのサービスを提供します。	健康福祉課
特別支援学校就学支援及び通学支援	特別支援学校に就学する児童生徒の保護者の方を経済的に支援します。また、特別支援学校に通学する児童生徒の足を確保するため通学車両の運行を行います。	健康福祉課
特別児童扶養手当・障害児福祉手当の支給	障がい児福祉を推進するため、一定の障がいがあると認められた児童の父母等に、児童が20歳になるまで手当を支給します。	健康福祉課
重度心身障がい（児）者医療費助成	精神、身体に重度の障がいをもつ方を対象に医療費の助成を行います。	健康福祉課
高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくりの推進	住宅改善費を補助し、在宅の要介護高齢者及び重度身体障がい者の自立した生活を支援するため、住宅環境の整備の推進を図ります。	健康福祉課
障がいに関する情報の提供と相談	障害年金・特別児童扶養手当等各種制度の周知の徹底を図り、相談に応じます。	健康福祉課、税務町民課
発達支援保育	保育が必要で、集団生活が可能な障がい児を健常児との交流を図るよう受け入れます。	保育園、健康福祉課
職員研修	障がい児保育を担当する保育士の研修を実施し、保育士の資質の向上を図ります。	保育園、健康福祉課

## 第3の柱「地域ぐるみ」で応援

## 7 地域における子育て支援

## (1) 地域における子育て支援

核家族化が進み、地域において、人と人とのつながりが希薄化している昨今では、昔のように、同居している祖父母や、近所の知人などに、保育園の送り迎えを頼んだり、一時的に預かってもらうことが容易にできない状況にあります。

また、通常は保護者が家にいて子どもの面倒をみている家庭においても、保護者の急な用事が生じた場合等、一時的に子どもを預けたい状況が生じる場合があります。

こうしたことから、子どもの健やかな成長を考えると、親と子の触れ合う時間が大切ですが、核家族化、就労形態が多様化し、子どもと触れ合う時間が減少している状況にあることから、子どもを産み育てることに希望を持ち、親としての成長を支援することで、子育てや子どもの成長に喜びを実感できる総合的な支援を行う必要があります。

## 【事業実施に対する考え方】

- 子育て支援に関する情報の発信の強化を図ります。
- 町の宝である子どもや子育て家庭を、みんなで応援する活動を展開します。
- 行政内部の連携はもちろん、関係機関や団体・地域との連携を深め、ネットワーク化による総合的かつ効率的な支援を行っていきます。
- 地域ぐるみで子どもを健やかに育む居場所づくりを行います。



## 【実施事業】

時期	実施事業	事業内容	担当
妊娠期	妊娠期の子育て講座の開催	妊娠・出産・育児について学ぶ機会として、パパ・ママ学級を開催します。 また、子育て世代のサポーターとなる祖父母を対象として、子育ての今と昔について学ぶ講座を開催します。	健康福祉課
乳幼児期	子育てサークルの育成	子育てを通じた仲間づくりや情報交換、自主的活動を推進するため、保護者同士のサークル活動を育成します。	子育て支援センター、健康福祉課
	地域子育て支援センター事業	「子育て支援センターあさひ」において、親子交流や講座の実施、子育てに関する相談・助言・情報提供を行い、子育て家庭を支援します。 支援センターの休館日についても検討します。	子育て支援センター、保育園、健康福祉課、教育文化課、 <u>地域</u>
	子育てボランティア活動(子育て支援 <del>以外</del> -事業) 「あさひ子育て応援隊」	町の宝である子どもたちを町民みんなで育てるために「あさひ子育て応援隊」を中心に、ボランティア活動を展開します。	子育て支援センター、健康福祉課、 <u>地域</u>
	子育て応援100円券事業(子育て支援 <del>以外</del> -事業)	子育て支援センターの利用者と子育てボランティアに対して、町内商店・企業で使える「子育て応援100円券」を交付し、子育てを応援します。	総合産業課、健康福祉課、 <u>商工会</u> 、 <u>企業・商店</u>
	こども相談	保健師、助産師、管理栄養士等が子育ての悩みや栄養・育児相談、助言、情報提供を行います。	子育て支援センター、保育園、健康福祉課、 <u>民生児童委員</u>
	子育て講座(乳幼児期)	育児の大切さ、育児の正しい知識の普及や情報提供、育児参加への意識向上等を目的に、両親や祖父母を対象とした子育て講座を開催します。	子育て支援センター、保育園、健康福祉課
	子育て応援サポート事業	育児困難家庭へのヘルパー派遣等を検討します。	健康福祉課
小・中学校期	学校教育相談	進路・いじめ・非行等教育全般についての教育相談や、子育てやしつけ、子どもを取り巻く家庭環境等家庭教育についての相談を受付けます。児童相談所や保健所などの専門機関の紹介も行います。	教育文化課、 <u>民生児童委員</u>
全年齢	子育てに関する情報の提供	子育てに関する情報をまとめた「子育てガイドブック」を提供します。 また、広報紙、ホームページやチラシ等によりサービス実施の周知を図ります。	健康福祉課

## (2) 子どもなどの安全の確保

子どもや妊産婦の交通安全を確保するためには、交通事故の実態に対応した総合的な安全対策を積極的に推進する必要があります。このため交通に関連する機関・団体が連携を一層密にし、道路交通環境の整備、交通安全思想の普及・徹底、安全運転の確保、道路交通秩序の維持など、これらの安全対策を総合的かつ計画的に推進することが重要です。

さらに、子どもはわが身に迫る危険に対して無防備なことから、親はもちろんのこと、社会全体で子どもに起こりうる危険をできるだけ取り除き、安全を確保しなければなりません。

本町では、年間を通じた交通安全運動、保育園・小学校においては、交通安全専門指導員による指導を行っています。今後も子どもを交通事故から守るため、警察、保育園、小学校や交通安全教育を行う機関・団体等と情報交換を行うなど、連携・協力体制の強化を図り総合的な交通事故防止対策を推進していく必要があります。

近年、子どもを狙った連れ去りなどの犯罪が増え続けています。子どもが犯罪被害に遭わないような、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について犯罪等の防止に配慮することが必要になります。

また、子どもを犯罪から守るためには、子ども自身に防犯の習慣をつけさせることと、地域ぐるみで子どもの安全を守る取り組みが必要になります。そのため防犯講習や防犯対策は、警察、学校、PTA、地域、企業などと緊密な情報交換や、地域パトロールを実施するなど、連携・協力体制を強化し、子どもの安全確保を推進していく必要があります。

### 【事業実施に対する考え方】

○子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るため、登下校の見守りや放課後の居場所づくり等の対策を推進します。

### 【実施事業】

実施事業	事業内容	担当
学校教育施設の改善・整備	危険箇所の改善や耐震診断結果に基づく耐震工事など学校教育施設の改善、整備を実施します。	教育文化課
安全・安心な学校・保育園づくりの推進	避難訓練や防犯学習、危険箇所の点検、交通ルール習得のための安全教室の開催やPTA等との交通安全街頭指導など安全教育を推進します。	学校、保育園
安全・安心な地域づくりの推進 「子ども110番の家」 「子ども見守り隊」 「防犯活動の推進」 「交通安全活動の推進」	子どもが助けを求められる「子ども110番の家」協力世帯を広げ、通学等の安全を図ります。また、地域住民の協力による子ども見守り隊の活動を実施します。犯罪を未然に防ぐため、関係機関と連携を図り防犯活動を実施するとともに、防犯灯の整備を進めます。交通事故を未然に防ぐため、交通安全専門指導員による交通安全教室等の交通安全活動を実施するとともに、防護柵・道路反射鏡等の整備促進や除雪対策の充実を図ります。	保育園、学校、健康福祉課、教育文化課、総務課、 <u>地域</u> 、 <u>警察</u> <u>防犯協会</u> 、 <u>交通安全推進協議会</u>

### (3) 児童虐待防止対策の充実

近年、児童虐待に関する相談件数は年々増加の傾向にあり、その内容も複雑化し、深刻な社会問題になっています。

虐待は、育児に関する悩みを抱えているが相談できる人がいないことや、生活上のストレス、日常的な注意・しつけがエスカレートしてしまうなど、その背景は多岐にわたります。一口に因果関係を見極めることは困難ですが、どこの家庭にでも起きる可能性があります。そして児童虐待は、子どもの心と身体に深い傷を残し、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与えるばかりか、次の世代に引き継がれ、将来、更に深刻な社会問題へと拡大するおそれもあります。

児童虐待を防止し、すべての子どもの健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくためには、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまで切れ目のない総合的な支援を講じる必要があります。また、児童相談所の権限や専門性を必要とする場合には即対応できるよう、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関の協力体制の構築が不可欠です。

本町では、児童虐待による事件は発生していませんが、潜在的な児童虐待も考えられることから、要保護児童対策地域協議会を開催し、各関係機関と連携を図り、ネットワークを効果的に機能させ、早期発見・早期対応を図り児童虐待を防止し、児童の健やかな成長を支援していきます。

#### 【事業実施に対する考え方】

- 体罰によらない子育てを推進します。
- 子どもの虐待の発生予防のため、早期発見・早期対応と関係機関の情報交換によるネットワーク化を進めます。
- 子育て中の親の育児不安などに対する相談体制を強化します。
- 児童虐待や要保護・要支援児童に対応するため、要保護児童対策地域協議会の体制を強化し、児童虐待の発生予防、発生時の迅速・的確な対応を行う体制を強化します。
- 令和4年度までに、子ども家庭総合支援拠点を設置し、総合的な支援体制を構築します。

#### 【実施事業】

実施事業	事業内容	担当
朝日町要保護児童対策地域協議会（子育て支援連絡会議）	朝日町要保護児童対策地域協議会（子育て支援連絡会議）で、児童虐待の発生防止から早期発見・早期対応、アフターケアに至るまでの総合的な支援を行います。また、支援が必要な子どもや家庭に対する支援策や子育て支援施策全般についても総合的に調整・検討します。	健康福祉課、教育文化課、学校、保育園、民生委員、 <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">警察</span>

## 8 子育てを支援する生活環境の整備

### (1) 若い人への定住対策

昨今の人口の減少と少子化は、子どもを産み育てる若年層世代の町外転出等が原因となっている面もあり、住まいや就業の場の確保など、若者の定住対策が必要です。

本町においても、地元就職したくても働く場が数少ないなどの理由で、若年層世代が都市圏へと流出する傾向が続いています。

若者の定住促進に向けて、若者が気軽に集まれる場の提供や町内外の若者等が交流できる施設の整備を行い、住み続けたいと思う魅力のあるまちづくりを推進し、定住につながるよう様々な面からフォローアップを行っていきます。

#### 【事業実施に対する考え方】

- 若者の活動を応援します。
- 子育てをされる方が、ずっと住み続けたいような町を目指します。
- 朝日町に転入したり、戻ってきても安心して子育てができる町を目指します。

#### 【実施事業】

実施事業	事業内容	担当
次代の担い手の育成	若者が地域で活躍できる環境をつくります。	地域、政策推進課、教育文化課
働く場の確保・就労支援	町内産業の振興や起業の育成支援を行い、安定した暮らしができる雇用を確保します。特に、新規学卒者や新規就農者の支援を強化します。	農林振興課、総合産業課、商工会、企業・商店
婚活応援	婚活イベント等による出会いの場を提供します。仲人活動をしている方への支援も行ないます。	政策推進課
宅地の分譲	手頃な価格の宅地を提供し、町内定住を促進します。大谷東住宅団地の購入については、様々な特典を設定します。	建設水道課
木材製品利用住宅建築奨励助成	新築及び増改築される住宅で、町内製材業者から納入された国産木材を使用し、町内建築業者が施工する場合に助成します。	建設水道課
持家住宅建築奨励助成	自ら居住する住宅の建設工事（新築・増改築・修繕等）を町内建設業者が施工する場合に助成します。	建設水道課
合併処理浄化槽設置助成	快適な生活環境づくりの一つとして、合併処理浄化槽の設置を促進します。	建設水道課
転入の促進	空き家バンク等の業務委託による魅力化・利便性の向上、移住コンシェルジュの配置、空き家等改修支援、就農支援等を行い、転入促進を図ります。	政策推進課 農林振興課
交通アクセスの充実	デマンドタクシー「あいのり号」、山形直行バス運行等により町民の足を確保し、生活の利便を図ります。	政策推進課

## (2) 生活環境の整備

住宅は、生活の基盤であり、かけがえのない空間です。

本町では、子育て世帯において、子どもがのびのびとゆとりを持って生活でき、安心して子育てできる良質な住宅の整備が求められていることから、子育てを担う世代向け賃貸住宅の供給を促進するなどの取り組みを推進していく必要があります。

妊産婦や子どもたちが、安全で快適に生活していく上で、現在の社会にはさまざまな障壁（バリア）が存在します。道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、妊産婦や子ども、高齢者や障がい者などすべての人が利用しやすい施設になるようにバリアフリー化やユニバーサルデザインによるまちづくりと情報提供の周知を図る必要があります。

### 【事業実施に対する考え方】

○自然豊かな環境の中で、伸び伸びと安心して子育てができる環境づくりを地域一体となって進めます。

### 【実施事業】

実施事業	事業内容	担当
町営住宅の提供	7施設（97戸）ある町営アパートを提供します。	建設水道課
安心して外出できる環境の整備	道路の新設、改良にあわせて、乳幼児や高齢者等の交通弱者に配慮した道路整備や、交通安全施設の整備を図ります。	建設水道課
利用しやすい施設の改善・整備	公共施設にスロープや手すりを設置するなどバリアフリーの推進を図ります。また、子ども連れでも利用しやすい子どもサイズの便器、手洗い器、ベビーベット授乳スペース等の整備、設置等を推進します。事業所等にも働きかけていきます。	総務課、建設水道課

## 9 仕事と子育ての両立を目指す環境の整備

近年女性の就業者が増加し、男性、女性ともに仕事も家庭生活も両方大事にしたいという考え方をもち人が増えてきています。

子どもを育てながら仕事を継続するには、男性の育児参加の面からも、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現を目指し、すべての人が仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、「働き方の見直し」を進めることが必要です。

また、時に家庭や自分の生活よりも仕事を優先することを求められるなど、仕事と子育てを両立するためには、個人や家庭での努力だけで解決することが難しい状況も多くみられます。家庭のみならず、地域住民、事業主が子育てに対する理解を示し、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等の慣行を解消する意識改革が必要です。

このほか、働きながら子育てをするためには、労働時間の短縮や子どもの急病への対応、育児に無理のない職務内容、育児休業を取得しやすい環境整備、出産や育児のためにいったん退職した人の職場復帰や再雇用など、雇い主のきめ細かい対応が望まれます。

このことから、本町においても就労者や雇い主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発や研修、情報提供等について、国、県、関係団体等と連携を図りながら実施するなど、仕事と子育てを両立できるような就労環境づくりを推進します。

### 【事業実施に対する考え方】

- 男女が共に子育てをするという男女共同参画意識を啓発します。
- 国・県・関係団体などと連携しながら、事業所や労働者に対して子育てしやすい職場環境づくりを啓発します。
- 保育需要に合った保育サービスを検討し実施していきます。

### 【実施事業】

実施事業	事業内容	担当
男女共同参画の促進	男女共同参画社会の実現に向けて、パパママ学級などのセミナーや情報の提供を行います。	政策推進課、健康福祉課、子育て支援センター
子育てしやすい職場環境づくりの推進	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、男女ともに育児休業や子の看護休暇等を積極的に取得できるようになるなど、関係法制度の普及・定着を進めます。	政策推進課、健康福祉課、総合産業課、 <u>商工会</u> 、 <u>企業・商店</u>

# 第4章 提供区域における実施計画

## 1 教育・保育提供区域

量の見込みとその確保方策を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定します。

「教育・保育提供区域」とは、計画期間における教育・保育及び地域子育て支援事業の「①必要量の見込み」「②提供体制の確保の内容」「③その実施時期」を定める単位となる市町村内の区割のことで、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案し、地域の実情に応じて設定します。

町内には、保育園が1園、小学校が3校ありますが、教育・保育の提供体制から、町全体を1区域として設定します。

### ■教育・保育提供区域

区分 / 施設・事業名		区 域
教育・保育	教育・保育施設	幼稚園・保育所（園）・認定こども園
	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援	町全域
	② 地域子育て支援拠点事業	町全域
	③ 妊婦健診	町全域
	④ 乳幼児家庭全戸訪問事業	町全域
	⑤ 養育支援訪問事業	町全域
	⑥ 子育て短期支援事業	町全域
	⑦ ファミリー・サポート事業	町全域
	⑧ 一時預かり事業	町全域
	⑨ 延長保育事業	町全域
	⑩ 病児・病後児保育事業	町全域
	⑪ 放課後児童クラブ	町全域
	⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	町全域
	⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	町全域

## 2 幼児期の学校教育・保育量の見込みと提供体制の確保

### (1) 1号認定

#### ■ 1号認定（幼稚園・認定こども園）

（単位：人）

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み （必要利用定員）	0	0	0	0	0
確保の方策	0	0	0	0	0
教育・保育施設	0	0	0	0	0
地域型保育事業	0	0	0	0	0
過 不 足	0	0	0	0	0

#### 《事業実施に対する考え方》

ニーズ調査の結果、ニーズはない見込みです。

### (2) 2号認定

#### ■ 2号認定（保育園・認定こども園）

（単位：人）

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み （必要利用定員）	100	101	100	96	89
確保の方策	156	156	155	155	155
教育・保育施設	156	156	155	155	155
地域型保育事業	0	0	0	0	0
過 不 足	0	0	0	0	0

#### 《事業実施に対する考え方》

保育園・認定こども園の2号認定は、町内に1つある保育園で全て受入ることが可能ですが、若干名の幼稚園の利用希望者については、幼稚園及び預かり保育を、広域利用にて対応していきます。



## (3) 3号認定

## ① 0歳児（保育園・認定こども園）

## ■ 3号認定 0歳児（保育園・認定こども園）（単位：人）

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み （必要利用定員）	9	8	8	8	8
確保の方策	9	8	8	8	8
教育・保育施設	8	8	8	8	8
地域型保育事業	1	0	0	0	0
過 不 足	0	0	0	0	0

## ② 1・2歳児（保育園・認定こども園）

## ■ 3号認定 1・2歳児（保育園・認定こども園）（単位：人）

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み （必要利用定員）	42	43	43	42	42
確保の方策	42	43	43	42	42
教育・保育施設	42	42	42	42	42
地域型保育事業	0	1	1	0	0
過 不 足	0	0	0	0	0

## ③ 3歳未満児の保育利用率

## ■ 3歳未満児の保育利用率（単位：人・%）

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数	101	93	90	88	86
保育児童数	51	51	51	50	50
保育利用率	50.4	54.8	56.6	56.8	58.1

## 《事業実施に対する考え方》

3号認定については、既存の保育園での受入れ及び一部広域利用で対応していきます。

0歳児については、現状の利用定員から調整しています。3号認定は、年々増加傾向にあるため、保育需要に対応した定員数の確保を行います。

### 3 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制の確保

#### (1) 利用者支援事業

##### 《事業内容》

教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整等を行います。

##### ■利用者支援事業

(単位：か所)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の方策	1	1	1	1	1
過不足	0	0	0	0	0

##### 《事業実施に対する考え方》

既存の子育て支援センターにて対応します。

#### (2) 子育て支援拠点事業

##### 《事業内容》

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

##### ■子育て支援拠点事業

(単位：か所)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の方策	1	1	1	1	1
過不足	0	0	0	0	0

##### 《事業実施に対する考え方》

既存の子育て支援センターにて対応します。

### (3) 妊婦健診事業

#### 《事業内容》

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施します。

#### ■妊婦健診事業

(単位：人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	30	30	30	30	30
確保の方策	30	30	30	30	30
過 不 足	0	0	0	0	0

#### 《事業実施に対する考え方》

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査により健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施します。

母子健康手帳交付時に妊娠健康診査受診票を交付します。

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

#### 《事業内容》

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

#### ■乳児家庭全戸訪問事業

(単位：人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	30	30	30	30	30
確保の方策	30	30	30	30	30
過 不 足	0	0	0	0	0

#### 《事業実施に対する考え方》

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

## (5) 養育支援訪問事業

### 《事業内容》

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

### ■養育支援訪問事業

(単位：人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5	5	5	5	5
確保の方策	5	5	5	5	5
過 不 足	0	0	0	0	0

### 《事業実施に対する考え方》

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、家庭の適切な養育の実施を確保します。

## (6) 子育て短期支援事業

### 《事業内容》

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが、一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。

### ■子育て短期支援事業

(単位：人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保の方策	0	0	0	0	0
過 不 足	0	0	0	0	0

### 《事業実施に対する考え方》

ニーズ調査の結果、ニーズはない見込みです。

## (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート）

## 《事業内容》

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

## ■子育て援助活動支援事業

(単位：か所)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の方策	1	1	1	1	1
過 不 足	0	0	0	0	0

## 《事業実施に対する考え方》

ニーズ調査の結果、ニーズはない見込みです。サポート体制の見直しを図り、利用者の把握に努めます。

## (8) 一時預かり事業

## 《事業内容》

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、昼間を主として、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。

## ■幼稚園における一時預かり

(単位：人/年)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保の方策	0	0	0	0	0
過 不 足	0	0	0	0	0

## ■2号認定による定期的な利用

(単位：人/年)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保の方策	0	0	0	0	0
過 不 足	0	0	0	0	0

## ■その他の一時預かり事業

(単位：人/年)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	500	487	478	461	437
確保の方策	500	487	478	461	437
過 不 足	0	0	0	0	0

## 《事業実施に対する考え方》

幼稚園がないので幼稚園での一時預かりの見込みはありません。2号認定についても既存の保育園にて通年で受入れを実施しているため、恒常的な一時保育の見込みはありません。

その他の一時預かりとして、3歳未満児を対象に受入れを実施します。

## (9) 延長保育事業

### 《事業内容》

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育を実施します。

#### ■延長保育事業

(単位：人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	120	117	114	110	105
確保の方策	120	117	114	110	105
過 不 足	0	0	0	0	0

### 《事業実施に対する考え方》

延長保育については、既存の保育園にて対応します。

## (10) 病児・病後児保育事業

### 《事業内容》

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。

#### ■病児・病後児保育事業

(単位：人/年)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	283	276	270	261	247
確保の方策	283	276	270	261	247
過 不 足	0	0	0	0	0

### 《事業実施に対する考え方》

既存の保育園において、看護師が常駐しているので、保育中の体調不良児を保護者の迎えまで安静に預かっています。

## (11) 放課後児童クラブ

## 《事業内容》

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

## ■放課後児童クラブ（低学年）

（単位：人）

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	35	35	35	35	35
確保の方策	35	35	35	35	35
過 不 足	0	0	0	0	0

## ■放課後児童クラブ（高学年）

（単位：人）

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5	5	5	5	5
確保の方策	5	5	5	5	5
過 不 足	0	0	0	0	0

## 《事業実施に対する考え方》

現在3小学校区となっておりますが、町内に1クラブで全学区からの受入を行っています。放課後子ども教室とも連携を図りながら今後とも町内1クラブで全学区から受入を行います。また、遠方からの通所手段の確保を図っていきます。



## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

## 《事業内容》

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。

## ■実費徴収に係る補足給付を行う事業 (単位：人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保の方策	0	0	0	0	0
過 不 足	0	0	0	0	0

## 《事業実施に対する考え方》

旧制度においても、実費徴収分については保護者負担としており、新制度においても、現状どおり保護者負担とし、現時点では事業を実施しない予定ですが、今後の要望等を勘案し、事業実施を検討していきます。

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

## 《事業内容》

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

## ■多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 (単位：か所)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保の方策	0	0	0	0	0
過 不 足	0	0	0	0	0

## 《事業実施に対する考え方》

教育・保育施設の提供体制が確保できているため、新規参入を促進する必要が認められないことから、現時点では事業を実施しない予定ですが、今後、多様なニーズが拡大した場合には、事業実施を検討していきます。

# 第5章 計画の推進及び評価

## 1 計画の推進

本計画は、朝日町における子育て支援の基本計画であり、その内容は福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境など多岐にわたっています。

このため、行政内部においては業務所管課のみの展開ではなく、子育て支援という広い視点から事業を進めていく必要があります。

また、計画の基本理念を達成するためには、行政の施策だけでは十分ではありません。地域社会全体において子どもや子育て家庭を見守る様々な立場で、子育て支援の理念に理解を深め、それぞれの役割を実践されることも求められています。

行政内部の連携はもちろんですが、関係機関や団体、地域との連携も密にし、町全体として総合的かつ効果的な事業展開を行いながら、本計画を推進していきます。

### (1) 行政の役割

- 庁内各課はもとより、家庭や保育園、学校、地域や企業等と連携をしながら総合的に施策を推進します。
- 民間の団体等が行う自主的な子育て支援の取り組みを支援します。
- 子育てに関する町民のニーズを把握し、子育て支援の取り組みに生かします。

### (2) 家庭の役割

- 子どもの人権を尊重し、親子の触れ合いの中で子どもを育てます。
- 父親が積極的に家事や子育てにかかわり、男女が協力して家庭を築きます。
- 日常生活の中で、基本的な生活習慣や社会的な規範や礼儀作法を教えます。
- 自然体験、世代間のふれあい、スポーツ活動など様々な体験の機会を与えます。

### (3) 保育園・学校の役割

- 子どもの個性を尊重しながら、健やかな身体、豊かな心、学力を育みます。
- 家庭や地域との連携を深め、次代の人材を育成します。

#### (4) 地域の役割

- 地域の宝である子どもたちに注目し、大人たちが見守る地域を作ります。
- 近隣でお互いに助け合える人間関係づくりに努めます。
- 子どもを取り巻く環境に目を配り、環境を良くする取り組みを行います。
- 家庭、学校や行政と連携しながら、子どもたちに多様な生活体験と触れ合いを提供するなど、人材や機能を活用した支援を行っていきます。

#### (5) 企業や職場の役割

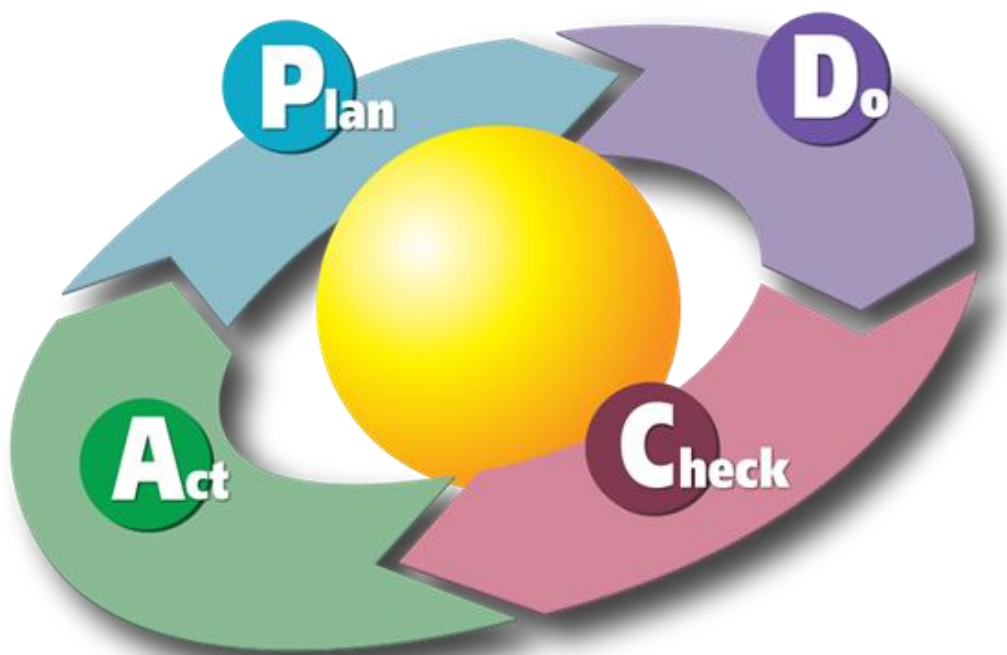
- 子育て家庭で、男女が協力して家事や育児に参加できるように、制度や職場環境の面で支援します。
- 次世代育成支援対策推進法に基づく、一般事業主行動計画の策定とその実行に努めます。

## 2 計画の評価

本計画の進行状況の管理及び実施状況の点検評価については、教育文化課、健康福祉課が事務局となり「朝日町子ども・子育て会議」において事業の実施状況並びに進捗状況を確認・評価し、今後の対策を講じていきます。

また、「計画 (Plan) ⇒実施 (Do) ⇒業務進行管理 (Check) ⇒改善 (Action)」のPDCAサイクルを継続的に実施していくことで、計画の達成を目指します。

#### ■PDCAサイクルの概念図





# 資料



## 1 朝日町子ども・子育て会議の経過

回数	日程	協議事項等
第1回	平成30年 12月12日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 子ども・子育て会議の概要</li><li>・ 子ども・子育て支援事業計画策定について</li><li>・ ニーズ調査の内容について</li></ul>
第2回	令和元年 11月11日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ニーズ調査の結果について</li><li>・ 第2期朝日町子ども・子育て支援事業計画の案について</li></ul>

## 2 朝日町子ども・子育て会議委員名簿

	氏名	地区	備考
1	海野 豊弘	西船渡	
2	阿部 里衣子	松程	
3	阿部 隆浩	夏草	
4	多田 秀人	大町	副会長
5	橋間 博美	西町	会長
6	松尾 和美	緑町	
7	佐直 由紀	本町	
8	岸 道雄	栗木沢	
9	豊永 貴子	栗木沢	
10	遠藤 翔	栗木沢	

[順不同、敬称略]

	奥山 優佳	東北文教大学短期大学部	アドバイザー
--	-------	-------------	--------

[敬称略]

## 《 事務局 》

	氏名	課名	職名
1	小林 道和		教育長
2	阿部 正文	教育文化課	課長
3	田中 靖士	教育文化課	主幹
4	本間 真紀	教育文化課	生涯学習係長
5	齊藤 ひとみ	健康福祉課	課長
6	猪倉 薫	健康福祉課	福祉子育て係長
7	村山 彩	健康福祉課	福祉子育て係主事

## 第2期朝日町子ども・子育て支援事業計画

---

令和2年3月  
発行・編集 朝日町 健康福祉課  
〒990-1442  
山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115  
TEL : 0237-67-2111 (代表)  
FAX : 0237-67-2117